

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：令和4年8月10日（令和4年（行情）諮問第465号），令和5年1月16日（令和5年（行情）諮問第19号）及び同日（同第20号）

答申日：令和6年6月7日（令和6年度（行情）答申第125号ないし同第127号）

事件名：重要土地等調査法施行準備室が管理する行政文書ファイルのうち公表されていない行政文書ファイルにつづられた文書の開示決定に関する件（文書の特定）

重要土地等調査法施行準備室が管理する行政文書ファイルのうち公表されていない行政文書ファイルにつづられた文書の一部開示決定に関する件

特定の開示決定等で「残りの部分」とされた文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下、順に「本件請求文書1」及び「本件請求文書2」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求（以下、順に「本件開示請求1」及び「本件開示請求2」といい、併せて「本件各開示請求」という。）に対し、別紙2，別紙3及び別紙5に掲げる文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その全部を開示した決定及びその一部を開示とした各決定については、本件対象文書を特定したことは妥当であるが、別紙7に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和4年5月9日付け閣副第560により内閣官房副長官補（以下「内閣官房副長官補」又は「処分庁1」という。）が行った開示決定（以下「原処分1」という。），同年9月30日付け府政土第67号により内閣府政策統括官（重要土地担当）（以下「内閣府政策統括官（重要土地担当）」又は「処分庁2」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分2」という。）及び同日付け同第68号により処分庁2が行った一部開示決定（以下「原処分3」といい、「原処分1」ないし「原処分3」を併せて「原処分」という。）について、審査請求する。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書1（令和4年（行情）諮問第465号）（原処分1の関係）

紙媒体についても特定を求めるについて

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。（原文ママ）

(2) 審査請求書2（令和5年（行情）諮問第19号及び同第20号）（原処分2及び原処分3の関係）

ア 一部に対する不開示決定の取消しについて

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求めるについて

開示決定通知書での表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

ウ 他に文書がないか確認を求めるについて

審査請求人は確認するすべを持たないので、特定された文書に漏れがないか、念のため確認を求める次第である。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書1（令和4年（行情）諮問第465号）（原処分1の関係）

令和4年5月12日付けで提起された処分庁1による原処分1に対する審査請求について、下記の理由により、これを棄却すべきであると考える。

(1) 本件審査請求（原処分1に係る審査請求に限る。）の趣旨及び理由について

ア 審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が行った開示請求に対して、処分庁1において原処分1を行ったところ、審査請求人から、「紙媒体についても特

定を求める」として、原処分１の取り消しを求める審査請求が提起されたものである。

イ 審査請求の理由

審査請求書に記載された本件審査請求の理由は、次のとおりである。
記録された内容を精査し、支障がない部分については開示すべきである。

(２) 本件開示請求１及び原処分１について

本件開示請求１は、本件請求文書１の開示を求めるものである。

処分庁１においては、本件開示請求１について、内閣官房副長官補付重要土地等調査法施行準備室（内閣官房副長官補付土地調査検討室が作成又は取得した行政文書ファイルも引き継いで管理している。以下「担当室」という。）の行政文書ファイル管理簿に記載されている行政文書ファイルのうち本件開示請求の請求日（令和４年３月８日）時点でＨＰ（ｅ－ＧＯＶ）にて未掲載であった行政文書ファイルの開示を求めるものと解し、開示請求に係る行政文書の特定を行ったが、特定した行政文書が著しく大量であり、かつ、他の業務が著しく繁忙であるため、開示請求から６０日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあることから、法１１条の規定を適用し、同年５月９日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については同年９月３０日までに開示決定等を行うこととし、同年４月８日付け閣副第４３２号により、審査請求人にその旨通知した。

そして、令和４年５月９日、処分庁１においては、本件開示請求の対象文書の一部として「２１０４０５ 長官会見想定」（本件対象文書１）を開示決定する原処分１を行った。

(３) 原処分１の妥当性について

行政文書の電子的管理についての基本的な方針（平成３１年３月２５日内閣総理大臣決定。以下「基本方針」という。）により、今後作成・取得する行政文書については、「法令等の定めにより紙媒体での作成・保存が義務付けられている場合や、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合」を除き、「行政文書の所在把握、履歴管理や探索を容易にするとともに、管理業務の効率化に寄与する観点から、電子媒体を正本・原本として体系的に管理すること」とされており、内閣官房行政文書管理規則（平成２３年４月１日内閣総理大臣決定。以下「管理規則」という。）においても、基本方針を踏まえ、令和４年３月２５日に一部改正を行い、６条５項において「法令等の定めにより紙媒体での作成・保存が義務付けられている場合、電子的管理によってかえって業務が非効率となる場合等を除き、電子媒体により作成又は取得することを基本とする」と規定しているところ（同年４月１日施行）。

担当室においては、管理規則の一部改正前であるものの、基本方針の趣旨を踏まえ、出勤簿及び休暇簿の一部並びにＩＣカード乗車券使用簿（以下「出勤簿等」という。）を除き、職員が作成又は取得した行政文書を電子媒体で保存することし、担当室の行政文書ファイル管理簿において各行政文書ファイル（出勤簿等を除く。）の「媒体の種別」を「電子」として登録している。

審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障がない部分については開示すべきである」との理由から、「紙媒体が存在すれば、それについても特定を求める」と主張するが、担当室においては、出勤簿等を除き、行政文書を紙媒体で作成又は取得していないため、出勤簿等を除き、紙媒体のみの行政文書は保有していない。

また、審査請求人が本件審査請求において追加で開示を求める行政文書が本件対象文書の紙媒体であったとしても、当該文書は、職員が電子的に作成取得したものであって、その保存については、共有フォルダ内に行政文書の記録用フォルダを作成し、その中に格納することにより行っており、紙媒体は保有していない。

よって、審査請求人の主張は当たらない。

（４）結論

以上のとおり、原処分１は妥当であり、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は、これを棄却することが妥当であると考ええる。

２ 理由説明書２（令和５年（行情）諮問第１９号）（原処分２の関係）及び理由説明書３（令和５年（行情）諮問第２０号）（原処分３の関係）

令和４年１０月１８日付けで提起された処分庁２による原処分２及び原処分３に対する各審査請求について、下記の理由により、これを棄却すべきであると考ええる。

（１）本件審査請求（原処分２及び原処分３に係る審査請求に限る。）の趣旨及び理由について

ア 各審査請求の趣旨

本件は、審査請求人が内閣官房副長官補宛てに行った各開示請求に対して、処分庁２において原処分２及び原処分３を行ったところ、審査請求人から、「一部に対する不開示決定の取消し」、「不開示箇所の特定制を求める」、「他に文書がないか確認を求める」として、原処分２及び原処分３の取り消しを求める審査請求が提起されたものである。

イ 各審査請求の理由

各審査請求書に記載された本件審査請求の理由は、次のとおりである。

(ア) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録されている内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(イ) 不開示箇所の特定を求める。

「記載部分」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは内閣府情報公開・個人情報保護審査会（原文ママ）の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

そこで最低限、不開示箇所のページを明らかにすべきである。

(ウ) 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れないか念のため確認を求める次第である。

(2) 本件開示請求1及び原処分2について

本件開示請求1は、本件請求文書1の開示を求めるもので、内閣官房副長官補宛てに請求されたものである。

内閣官房副長官補においては、法11条を適用し、「開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分」として、別紙2に掲げる文書（本件対象文書1）を特定し、全部開示した上で、令和4年6月1日付けで開示対象文書が処分庁2に移管されたことから、処分庁2に本件開示請求1に係る事案を移送した。

処分庁2においては、本件開示請求1に係る事案移送を受け、「残りの部分」として、別紙3に掲げる文書（本件対象文書2）を特定し、別表1のとおり、その一部を開示する原処分2を行い、審査請求人に通知した。なお、法14条3項の規定により、開示の実施申出は、正当な理由がある場合を除き、「通知があった日から三十日以内にしなければならない」とされているところ、当該期間内に、審査請求人から、処分庁2に対し、本件対象文書2の開示の実施申出はなされなかった。

(3) 本件開示請求2及び原処分3について

本件開示請求2は、本件請求文書2の開示を求めるもので、内閣官房副長官補宛てに請求されたものである。

内閣官房副長官補においては、令和4年6月1日付けで開示対象文書が処分庁2に移管されたことから、処分庁2に本件開示請求2に係る事案を移送した。

処分庁2においては、本件開示請求2に係る事案移送を受け、法11条を適用し、「開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分」として、別紙4に掲げる文書（以下「先行開示文書」という。）を特定し、全部開示した上で（以下、この処分を「先行決定」という。），「残りの部分」として、別紙5に掲げる文書（本件対象文書3）を特定し、別表2のとおり、その一部を開示する原処分3を行い、審査請求人に通知した。なお、法14条3項の規定により、開示の実施申出は、正当な理由がある場合を除き、「通知があった日から三十日以内にしなければならない」とされているところ、当該期間内に、審査請求人から、処分庁2に対し、本件対象文書3の開示の実施申出はなされなかった。

（4）原処分2及び原処分3の妥当性について

ア 不開示情報該当性について（原文ママ）

（ア）本件対象文書の特定の妥当性について

処分庁2においては、本件開示請求を受けてから、執務室内の書庫、保存用フォルダ内において、請求内容に係る行政文書ファイルを探して、別紙6に掲げる行政文書ファイルに綴られている文書全てを特定した上で、原処分2及び原処分3を行った。

また、本件審査請求を受けてから、改めて、請求にある資料について、執務室内の書庫、保存用フォルダ内において、請求内容に係る行政文書ファイルを探したが、本件対象文書以外の文書の存在は一切確認されなかった。

審査請求人は、「確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。」として、他に文書がないか確認するように求めるが、上述のとおり、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

（イ）不開示部分の不開示情報該当性について

処分庁2においては、本件対象文書2及び本件対象文書3について、以下のとおり、法5条該当性を十分に検討した上で、原処分2及び原処分3を行った。

審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」と主張するが、原処分2及び原処分3は、法5条該当性を十分に検討した結果であり、失当である。

a 個人の氏名、印影及び住所について

本件対象文書2及び本件対象文書3である「【審査請求書】030719（閣副第1120号）」（別紙3及び別紙5に掲げ

る文書4)等に記載された個人の氏名、印影及び住所については、請求者個人に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

b 出欠欄、集計欄及び備考欄について

本件対象文書2及び本件対象文書3である「R3出勤簿」(別紙3及び別紙5に掲げる文書21)等に記載された出欠欄、集計欄及び備考欄については職員の休暇に関する情報であり、各職員の私生活の内容にかかわるものであることから、法5条1号に規定される個人情報に該当し、かつ、これは同号ただし書きハに該当するとは言えないため不開示とした。

c 期間欄、残日数・時間欄、理由欄、本人の確認欄、請求(申出)月日欄、承認の可否欄、決裁欄、勤務時間管理員の確認欄及び備考欄について

本件対象文書2及び本件対象文書3である「R3休暇簿(特別休暇)」(別紙3及び別紙5に掲げる文書52)等に記載された期間欄等については職員の休暇に関する情報であり、各職員の私生活の内容にかかわるものであることから、法5条1号に規定される個人情報に該当し、かつ、これは同号ただし書きハに該当するとは言えないため不開示とした。

d 期間欄、残日数・時間欄、本人の確認欄、請求月日欄、承認の可否欄、決裁欄、勤務時間管理員の確認欄、備考欄及び年次休暇の日数(前年からの繰越し日数・本年分の日数)について

本件対象文書である「R3休暇簿(年次休暇)」(別紙3及び別紙5に掲げる文書53)等に記載された期間欄等については職員の休暇に関する情報であり、各職員の私生活の内容にかかわるものであることから、法5条1号に規定される個人情報に該当し、かつ、これは同号ただし書きハに該当するとは言えないため不開示とした。

e 期間欄、期間の連続性の有無等欄、理由欄、本人の確認欄、請求月日欄、証明書類の有無欄、承認の可否欄、決裁欄、勤務時間管理員の確認欄及び備考欄について

本件対象文書である「R3休暇簿(病気休暇)」(別紙3及び別紙5に掲げる文書54)等に記載された期間欄等については職員の休暇に関する情報であり、各職員の私生活の内容にかかわるものであることから、法5条1号に規定される個人情報に該当し、かつ、これは同号ただし書きハに該当するとは言えないため不開示とした。

f 官職，氏名，日，時間及び接種機関等名について

本件対象文書である「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願（一回目接種）」（別紙3及び別紙5に掲げる文書55）等に記載された官職，氏名，日，時間及び接種機関等名については職員の休暇に関する情報であり，各職員の私生活の内容にかかわるものであることから，法5条1号に規定される個人情報に該当し，かつ，これは同号ただし書きハに該当するとは言えないため不開示とした。

g 勤務を命ずる日及び当該日の勤務時間欄，業務の内容欄，振替又は変更により週休日等とする日及び変更により4時間の勤務時間を割振る事をやめた後の勤務時間等欄，命令月日欄，所属長印欄，本人印欄，勤務時間管理員印欄及び備考欄について

本件対象文書2及び本件対象文書3である「R3週休日振替等命令簿」（別紙3及び別紙5に掲げる文書71）等に記載された勤務を命ずる日及び当該日の勤務時間欄等については職員の休暇に関する情報であり，各職員の私生活の内容にかかわるものであることから，法5条1号に規定される個人情報に該当し，かつ，これは同号ただし書きハに該当するとは言えないため不開示とした。

h 官職，氏名，日・時間欄，医療機関名欄及び主な検診項目欄について

本件対象文書である「総合健診のために勤務しないことの承認願」（別紙3及び別紙5に掲げる文書126）に記載された官職，氏名，日・時間欄，医療機関名欄及び主な検診項目欄については職員の休暇に関する情報であり，各職員の私生活の内容にかかわるものであることから，法5条1号に規定される個人情報に該当し，かつ，これは同号ただし書きハに該当するとは言えないため不開示とした。

i 氏名，出欠欄，集計欄及び備考欄について

本件対象文書2及び本件対象文書3である「R4出勤簿」（別紙3及び別紙5に掲げる文書170ないし文書192）等に記載された職員の氏名については，当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当するため不開示とした。なお，当該職員の氏名については職員録（独立行政法人国立印刷局編）（以下「職員録」という。）に掲載されていないと認められることから，同号ただし書きイに該当しない。

また，出欠欄，集計欄及び備考欄については職員の休暇に関する

る情報であり、各職員の私生活の内容にかかわるものであることから、法5条1号に規定される個人情報に該当し、かつ、これは同号ただし書きハに該当するとは言えないため不開示とした。

- j 氏名、期間欄、残日数・時間欄、本人の確認欄、請求月日欄、承認の可否欄、決裁欄、勤務時間管理員の確認欄、備考欄、年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）、集計欄、期間の連続性の有無等欄、理由欄、証明書類の有無欄及び請求（申出）月日欄、承認の可否欄について

本件対象文書である「R4休暇簿」（別紙3及び別紙5に掲げる文書193及び文書194）に記載された職員の氏名については、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当するため不開示とした。なお、当該職員の氏名については職員録に当該職員の氏名は掲載されていないと認められることから、同号ただし書きイに該当しない。

また、期間欄等については職員の休暇に関する情報であり、各職員の私生活の内容にかかわるものであることから、法5条1号に規定される個人情報に該当し、かつ、これは同号ただし書きハに該当するとは言えないため不開示とした。

- k 出欠欄及び宛先について

本件対象文書2及び本件対象文書3である「210507併任者勤務状況通知書」等（別紙3及び別紙5に掲げる文書231ないし文書241）に記載された出欠欄及び宛先については職員の休暇に関する情報であり、各職員の私生活の内容にかかわるものであることから、法5条1号に規定される個人情報に該当し、かつ、これは同号ただし書きハに該当するとは言えないため不開示とした。

- l 氏名、出欠欄及び宛先について

本件対象文書2及び本件対象文書3である「220331併任者勤務状況通知書」（別紙3及び別紙5に掲げる文書242）に記載された職員の氏名については、当該個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当するため不開示とした。なお、当該職員の氏名については職員録に当該職員の氏名は掲載されていないと認められることから、同号ただし書きイに該当しない。

また、氏名、出欠欄及び宛先については職員の休暇に関する情報であり、各職員の私生活の内容にかかわるものであることから、法5条1号に規定される個人情報に該当し、かつ、これは

同号ただし書ハに該当するとは言えないため不開示とした。

m 地方自治体議会議長等の印影について

本件対象文書2及び本件対象文書3である「地方自治法に基づく意見書の例」（別紙3及び別紙5に掲げる文書306）等に記載された印影については、当該団体等の長等が真意に基づいて作成した真正な文書であることを示す機能を有しており、そのような印影を公にすれば、これを偽造され悪用されるなどして、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるため法5条2号イに該当するため不開示とした。

n 行政機関の直通番号及びメールアドレスについて

本件対象文書2及び本件対象文書3である「211207議員事務所対応資料」（別紙3及び別紙5に掲げる文書394）に記載された行政機関の直通番号及びメールアドレスについては、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、業務上必要な連携や国の機関が必要とする緊急の連絡等に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。

o 出席議員名及び議事概要（出席議員の意見等）について

本件対象文書2及び本件対象文書3である「210331__日本維新の会・内閣部会」（別紙3及び別紙5に掲げる文書421）等に記載された出席議員名については、国会議員の氏名であり特定の個人を識別することができることから法5条1号に該当するため不開示とした。また、当該対象文書に記載のある会議の国会議員の参加者については、公にされていないことから、法5条1号ただし書きイにある、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しない。

議事概要（出席議員の意見等）については、公開を前提にしたものではなく、正確性が担保されていないことから、これを公にすることにより、出席者の意見等が、発言者の意図とは異なる内容で明らかになることにより、政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。

p 氏名について

本件対象文書2及び本件対象文書3である「別添1（特命委員会役員名簿）」（別紙3及び別紙5に掲げる文書471）に記載された出席議員名については、国会議員の氏名であり特定の個人を識別することができることから法5条1号に該当するた

め不開示とした。また、当該対象文書に記載のある会議の国会議員の参加者については、公にされていないことから、法5条1号ただし書イにある、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しない。

q 指摘事項及び回答

本件対象文書2及び本件対象文書3である「特命委役員会指摘事項への回答」（別紙3及び別紙5に掲げる文書488）に記載された指摘事項及び回答については、公開を前提にしたものではなく、正確性が担保されていないことから、これを公にすることにより、出席者の意見等が、発言者の意図とは異なる内容で明らかになることにより、政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。

r 会議内容記載部分

本件対象文書2及び本件対象文書3である「内閣第一部会・安全保障と土地法制特別委員会、インナー会議メモ」（別紙3及び別紙5に掲げる文書498）に記載された会議内容記載部分については、公開を前提にしたものではなく、正確性が担保されていないことから、これを公にすることにより、出席者の意見等が、発言者の意図とは異なる内容で明らかになることにより、政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。

s 有識者名

本件対象文書2及び本件対象文書3である「20210409 外交・安保・主権調査会次第」（別紙3及び別紙5に掲げる文書525）に記載された有識者名については、特定の個人を識別することができることから法5条1号に該当するため不開示とした。また、当該対象文書に記載のある会議の有識者の参加者については、公にされていないことから、法5条1号ただし書イにある、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しない。

t 行政機関の直通番号及び個人の携帯電話番号

本件対象文書2及び本件対象文書3である「200918 大臣会見想定」（別紙3及び別紙5に掲げる文書598）等に記載された特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するお

それがあるものであることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

本件対象文書2及び本件対象文書3に記載された行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、業務上必要な連携や国の機関が必要とする緊急の連絡等に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。

u 行政機関の直通番号、個人の携帯電話番号及び参考資料に記載されている個人氏名

本件対象文書2及び本件対象文書3である「201204長官会見想定」（別紙3及び別紙5に掲げる文書619）等に記載された行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、業務上必要な連携や国の機関が必要とする緊急の連絡等に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため法5条6号柱書きに該当するため不開示とした。

個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当するため不開示とした。

参考資料に記載されている個人名については、国会議員の氏名であり特定の個人を識別することができることから法5条1号に該当するため不開示とした。また、当該対象文書の参考資料に記載のある会議の国会議員の参加者については、公にされていないことから、法5条1号ただし書イにある、「法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しない。

（ウ）その他の主張

審査請求人は、「開示決定通知書での表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。」と主張するが、原処分2及び原処分3において不開示とした部分は各行政文書開示等決定通知書により具体的に特定されており、当該各通知文書の記載に不備はなく、失当である。

（5）結論

以上のとおり、原処分2及び原処分3は妥当であり、審査請求人の主

張には理由がないことから、本件各審査請求は、これを棄却することが妥当であると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|--|
| ① 令和4年8月10日 | 諮問の受理（令和4年（行情）諮問第465号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 令和5年1月16日 | 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第19号及び同第20号） |
| ④ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ⑤ 同月27日 | 審議（同上） |
| ⑥ 令和6年4月26日 | 本件対象文書の見分及び審議（令和4年（行情）諮問第465号、令和5年（行情）諮問第19号及び同第20号） |
| ⑦ 同年5月31日 | 令和4年（行情）諮問第465号、令和5年（行情）諮問第19号及び同第20号の併合並びに審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、本件請求文書1について、処分庁1において、法11条の規定を適用した上で、相当の部分として本件対象文書1を特定し、開示する決定（原処分1）を行い、処分庁2において、残りの部分として本件対象文書2を特定した上で、その一部を法5条1号、2号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分2を行い、また、本件請求文書2について、処分庁2において、法11条の規定を適用した上で、相当の部分として先行開示文書を特定し、開示する決定（先行決定）を行い、残りの部分として本件対象文書3を特定した上で、その一部を法5条1号、2号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分3を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分1について紙媒体の特定、原処分2及び原処分3について文書の特定及び不開示部分の開示を求めていると解されるところ、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び本件対象文書の不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）諮問庁の説明の要旨

ア 上記第3の1（3）、2（3）及び（4）のとおり。

イ 当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、諮問庁は以下のとおり説明する。

上記第3の2(4)ア(ア)において説明する探索した執務室内とは、内閣官房副長官補の担当部署から文書を引き継いでいる内閣府政策統括官(重要土地担当)の執務室内である。

本件対象文書1の紙媒体の探索の範囲等は、本件対象文書2及び本件対象文書3の探索の範囲等と同様である。

(2) 検討

ア 本件対象文書1の紙媒体の保有の有無について

(ア) 諮問庁は、担当室においては、出勤簿等を除き、行政文書を紙媒体で作成又は取得しておらず、当該文書は、職員が電子的に作成取得したものであって、その保存については、共有フォルダ内に行政文書の記録用フォルダを作成し、その中に格納することにより行っており、紙媒体は保有していない旨上記第3の1(3)において説明するところ、この諮問庁の説明は、不自然、不合理な点があるとまではいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

(イ) 上記(1)イにおいて諮問庁が説明する本件対象文書1の紙媒体の探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

(ウ) したがって、内閣官房副長官補において、本件対象文書1の紙媒体を保有しているとは認められない。

イ 本件請求文書に該当するその余の文書の保有の有無について

諮問庁は、内閣府政策統括官(重要土地担当)において、本件開示請求を受けてから、執務室内の書庫、保存用フォルダ内において、請求内容に係る行政文書ファイルを探して、別紙6に掲げる行政文書ファイルにつづられている文書全てを特定した旨説明し、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していない旨上記第3の2(4)ア(ア)において説明するところ、審査請求人において、本件請求文書に該当する外の文書が存在することを示す具体的な根拠を示していないことを併せ考えると、この諮問庁の説明に、不自然、不合理な点があるとまではいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

また、上記第3の2(4)ア(ア)及び上記(1)イにおいて諮問庁が説明する本件請求文書の探索の範囲等について、特段の問題があるとは認められない。

したがって、内閣官房副長官補及び内閣府政策統括官(重要土地担当)において、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 当審査会において本件対象文書を見分したところ、不開示部分は、①審査請求書に記載された個人の氏名欄、押印欄及び住所欄、②出勤簿の氏名（別紙3及び別紙5に掲げる文書188の出勤簿に限る。）、出欠欄、集計欄及び備考欄、③休暇簿（特別休暇）の氏名（別紙3及び別紙5に掲げる文書226の休暇簿に限る。）、期間欄、残日数・時間欄、理由欄、本人の確認欄、請求（申出）月日欄、承認の可否欄、決裁欄、勤務時間管理員の確認欄及び備考欄、④休暇簿（年次休暇）の氏名（別紙3及び別紙5に掲げる文書226の休暇簿に限る。）、期間欄、残日数・時間欄、本人の確認欄、請求月日欄、承認の可否欄、決裁欄、勤務時間管理員の確認欄、備考欄、年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄、⑤休暇簿（病気休暇）の氏名（別紙3及び別紙5に掲げる文書226の休暇簿に限る。）、期間欄、期間の連続性の有無等欄、理由欄、本人の確認欄、請求月日欄、証明書類の有無欄、承認の可否欄、決裁欄、勤務時間管理員の確認欄及び備考欄、⑥新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願の官職、氏名、日、時間及び接種機関等名、⑦週休日振替等命令簿の勤務を命ずる日及び当該日の勤務時間欄、業務の内容欄、振替又は変更により週休日等とする日及び変更により4時間の勤務時間を割振る事をやめた後の勤務時間等欄、命令月日欄、所属長印欄、本人印欄、勤務時間管理員欄及び備考欄、⑧総合健診のために勤務しないことの承認願の官職、氏名、日・時間欄、医療機関名欄及び主な検診項目欄、⑨併任者勤務状況通知書の出欠欄、併任者の氏名（別紙3及び別紙5に掲げる文書242のうち職員1名の通知書に限る。）及び宛先、⑩弁護士会・民間団体等の会長等代表者の印影、団体の印影、⑪地方自治法に基づく意見書の都道府県等の議会議長の印影、⑫議員事務所対応資料の行政機関の直通番号及びメールアドレス、大臣会見・長官想定等の行政機関の直通番号、個人の携帯電話番号、⑬各政党の部会等の出席議員名及び議事概要（出席議員の意見等）、特命委員会役員名簿（氏名）、大臣会見・長官想定等の参考資料に記載されている特命委員会役員名簿（氏名）、⑭特命委役員会指摘事項への回答（指摘事項及び回答）、⑮内閣第一部会・安全保障と土地法制特別委員会会議メモの会議内容記載部分、⑯政審・資料の部会における国会議員からの意見等、⑰議員発言メモ（政審用）の発言者氏名及び発言参考記載部分、⑱外交・安保・主権調査会次第に記載の有識者名であると認められる。
- (2) ①審査請求書に記載された個人の氏名欄、押印欄及び住所欄について
ア 標記の不開示部分は、各審査請求書の氏名欄、押印欄及び住所欄である。

そうすると、各審査請求書には、氏名等が記載されていることから、当該不開示部分は、各審査請求書ごとに全体として、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 次に、法5条1号ただし書該当性を検討すると、当該不開示部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しない。

ウ 法6条2項による部分開示の可否について

当該氏名欄及び住所欄の情報は、特定の個人を識別できる情報であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは、妥当である。

しかしながら、当該押印欄の情報は、その記載内容に照らせば、特定の個人を識別できる情報とは認められず、これを公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められることから、開示すべきである。

(3) ②出勤簿の氏名欄（別紙3及び別紙5に掲げる文書188に限る。）、出欠欄、集計欄及び備考欄について

ア 法5条1号該当性について

各出勤簿には、職員の氏名が記載されていることから、当該不開示部分は、各出勤簿ごとに全体として、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 法5条1号ただし書該当性について

(ア) 職員の氏名について

各出勤簿のうち別紙3及び別紙5に掲げる文書188の出勤簿については、氏名欄に記載されている職員の氏名が不開示とされていると認められる。

出勤簿は、各職員が職務に従事したことの記録として、出勤や出張の別等を記載するものであることから、当該職員の氏名は、国家公務員である当該職員の職務の遂行に係る情報であると認められ、当該不開示部分は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日付け情報公開に関する連絡会議申合せ）（以下「申合せ」という。）により、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、公にするものと考えられる。

そこで、申合せに規定する特段の支障が生ずるおそれがある理由等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたと

ころ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

原処分時では、出勤簿は直接業務に関するものでないため職務遂行に係る情報でないとの考えの下、不開示箇所を特定していたところ、かかる考え方を踏まえ、公務員の氏名についても公表の義務はないとして、職員録に掲載があり、公知性があると認められる係長以上の氏名を除き、不開示として整理している。

上記の諮問庁の説明を検討すると、当該出勤簿の職員の氏名を公にしても、申合せに規定する特段の支障が生ずるおそれがあるとは認められない。

したがって、当該出勤簿の職員の氏名は、法5条1号ただし書イに規定する法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当すると認められ、同号に該当せず、開示すべきである。

(イ) 出欠欄のうち出勤、TW及び研修の表示部分について

標記の不開示部分には、特定職員が当該日に出勤又はテレワークにより通常の担当職務に従事していたことを示す出勤又はTWの表示、研修を受けていたことを示す研修の表示（研修の受講時間等の表示を含む。）が記載されており、当該各情報は、当該職員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報に該当すると認められる。

そうすると、当該不開示部分は、法5条1号ただし書ハに該当し、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

(ウ) 出欠欄のその他の部分について

標記の不開示部分は、各職員の私生活の内容に関する情報である休暇の表示及び時間単位休暇の表示が記載されている部分並びに「その他」等の記載及び空欄部分であり、当該情報は、当該職員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるとは認められず、法5条1号ただし書ハに該当しないと認められる。

また、当該不開示部分に記載されている情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

さらに、原処分2及び原処分3において各出勤簿（別紙3及び別紙5に掲げる文書188の出勤簿を除く。）の職員の氏名が開示されている又は上記（ア）のとおり開示すべきとしていることから、法6条2項に基づく部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(エ) 集計欄及び備考欄について

- a 「集計欄」（「年次休暇」、「病気休暇」、「特別休暇」、「テレワーク」、「欠勤」及び「その他」ごとの各月の使用日数（テレワークについては回数）等についての集計欄）欄について
標記の不開示部分のうち「集計欄」（「テレワーク」欄を除く。）は、職員の私生活の内容に関する情報である休暇等の取得状況が記載されているところ、これらの情報は、職員の公務員としての職及び職務遂行の内容に係る情報であるとは認められず、法5条1号ただし書ハに該当しないと認められる。

また、当該不開示部分に記載されている情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

さらに、原処分2及び原処分3において、各出勤簿の職員の氏名が開示されている又は上記イ（ア）のとおり開示すべきとしていることから、法6条2項に基づく部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、「テレワーク欄」の回数は、職員がテレワークにより通常の担当職務に従事していたことを示すTWの回数を集計したものであることから、当該各情報は、当該職員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報に該当すると認められ、法5条1号ただし書ハに該当すると認められる。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

- b 備考欄について

標記の不開示部分のうち職員の私生活の内容に関する情報である休暇等の取得状況が記載されている部分及び空欄部分についての情報は、職員の公務員としての職及び職務遂行の内容に係る情報であるとは認められず、法5条1号ただし書ハに該当するとは認められない。

また、当該不開示部分に記載されている情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

さらに、原処分2及び原処分3において、各出勤簿（備考欄が不開示となっている出勤簿に限る。）の職員の氏名が開示されていることから、法6条2項に基づく部分開示の余地はない。
したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当すると認め

られるので、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、標記の不開示部分のうち研修に係る情報が記載されている部分は、職員が研修を受講したことを示すものであることから、当該各情報は、当該職員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報に該当すると認められ、法5条1号ただし書ハに該当すると認められる。したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

- (4) ③休暇簿（特別休暇）（別紙3及び別紙5に掲げる文書226の休暇簿を除く。）の期間欄、残日数・時間欄、理由欄、本人の確認欄、請求（申出）月日欄、承認の可否欄、決裁欄、勤務時間管理員の確認欄及び備考欄について

ア 当該文書は、職員の氏名の記載がある各職員の休暇簿（特別休暇用）であることから、当該不開示部分は、それぞれ全体として、各職員に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 次に、法5条1号ただし書該当性を検討すると、当該不開示部分には、各職員の私生活の内容に関する情報である休暇の取得状況等が記載されているところ、これらの情報は、各職員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるとは認められず、同号ただし書ハには該当しないと認められる。また、同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められない。さらに、原処分2及び原処分3において各職員の氏名が開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はない

ウ したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

- (5) ③休暇簿（特別休暇）（別紙3及び別紙5に掲げる文書226の休暇簿に限る。）の氏名、期間欄、残日数・時間欄、理由欄、本人の確認欄、請求（申出）月日欄、承認の可否欄、決裁欄、勤務時間管理員の確認欄及び備考欄について

ア 当該文書は、職員の氏名の記載がある休暇簿（特別休暇用）であることから、当該不開示部分は、それぞれ全体として、当該職員に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 次に、法5条1号ただし書該当性を検討すると、標記の不開示部分には、職員の氏名及び職員の私生活の内容に関する情報である休暇の取得状況等が記載されているところ、これらの情報は、当該職員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるとは認められず、同号ただし書ハには該当しないと認められる。当該職員の氏名について、

当審査会事務局職員をして職員録（国立印刷局編）を確認させたところ、掲載されていないことが認められ、他に公表慣行をうかがわせる事情はないことから、標記の不開示部分は、同号ただし書イに該当せず、同号ロに該当する事情も認められない。

ウ 法6条2項による部分開示の可否について

当該職員の氏名は、個人識別部分に該当すると認められることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

その余の不開示部分については、職員の私生活の内容に関する情報である休暇の取得状況等が記載されていることから、これを公にすると、同僚・知人などの関係者において、当該職員を特定する手掛かりとなり得るものであり、かつ、これらの情報は、一般的に他人に知られたくない情報であると考えられることから、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、法6条2項による部分開示はできない。

エ したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

(6) ④休暇簿（年次休暇）（別紙3及び別紙5に掲げる文書226の休暇簿を除く。）の期間欄、残日数・時間欄、本人の確認欄、請求月日欄、承認の可否欄、決裁欄、勤務時間管理員の確認欄、備考欄、年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄について

ア 当該文書は、職員の氏名の記載がある各職員の休暇簿（年次休暇用）であることから、当該不開示部分は、それぞれ全体として、各職員に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 次に、法5条1号ただし書該当性を検討すると、標記の不開示部分には、各職員の私生活の内容に関する情報である休暇の取得状況等が記載されているところ、これらの情報は、各職員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるとは認められず、同号ただし書ハには該当しないと認められる。また、同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められない。さらに、原処分2及び原処分3において各職員の氏名が開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

ウ したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

(7) ④休暇簿（年次休暇）（別紙3及び別紙5に掲げる文書226の休暇簿に限る。）の氏名、期間欄、残日数・時間欄、本人の確認欄、請求月日欄、承認の可否欄、決裁欄、勤務時間管理員の確認欄、備考欄、年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄について

て

標記の不開示部分は、上記（５）と同様の理由により、法５条１号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

- （８）⑤休暇簿（病気休暇）（別紙３及び別紙５に掲げる文書２２６の休暇簿を除く。）の期間欄、期間の連続性の有無等欄、理由欄、本人の確認欄、請求月日欄、証明書類の有無欄、承認の可否欄、決裁欄、勤務時間管理員の確認欄及び備考欄について

標記の不開示部分は、上記（４）と同様の理由により、法５条１号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

- （９）⑤休暇簿（病気休暇）（別紙３及び別紙５に掲げる文書２２６の休暇簿に限る。）の氏名、期間欄、期間の連続性の有無等欄、理由欄、本人の確認欄、請求月日欄、証明書類の有無欄、承認の可否欄、決裁欄、勤務時間管理員の確認欄及び備考欄について

標記の不開示部分は、上記（５）と同様の理由により、法５条１号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

- （１０）⑥新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願の官職、氏名、日、時間及び接種機関等名について

ア 標記の承認願には、各職員の氏名の記載があることから、当該不開示部分は、それぞれ全体として、各職員に係る法５条１号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 次に、法５条１号ただし書該当性を検討すると、当該承認願には、各職員の私生活の内容に関する情報である予防接種の接種状況等が記載されているところ、これらの情報は、各職員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるとは認められず、同号ただし書ハには該当せず、同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められない。

ウ 法６条２項による部分開示の可否について

官職及び氏名は、個人識別部分に該当すると認められることから、法６条２項による部分開示の余地はない。

その余の不開示部分については、これを公にすると、関係者等一定の範囲の者において、当該承認願を提出した職員の特定期間や推測をする手掛かりとなり、その結果、関係者等一定の範囲の者に、当該承認願を提出した職員の情報と原処分２及び原処分３において既に開示された部分の情報が併せて知られることになり、当該個人の権利利益を害するおそれがないとは認められないことから、法６条２項による部分開示はできない。

エ したがって、当該不開示部分は、法５条１号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

(11) ⑦週休日振替等命令簿の勤務を命ずる日及び当該日の勤務時間欄、業務の内容欄、振替又は変更により週休日等とする日及び変更により4時間の勤務時間を割振る事をやめた後の勤務時間等欄、命令月日欄、所属長印欄、本人印欄、勤務時間管理員欄及び備考欄について

ア 当該文書は、職員に対し所属長が週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合に振替又は変更を行う命令簿であり、職員の氏名の記載があることから、当該不開示部分は、それぞれ全体として、各職員に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

イ 次に、法5条1号ただし書該当性を検討すると、標記の不開示部分のうち振替又は変更により週休日等とする日及び変更により4時間の勤務時間を割振る事をやめた後の勤務時間等欄（振替又は変更の別を記載する部分を除く。）については、当該職員において勤務を要しないとして新たに週休日等となった具体的月日又は時間（4時間）を明らかにするものであり、職員の私生活の内容に関わるものであって、当該職員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるとはいえないことから、同号ただし書ハに該当するものとは認められず、また、同号ただし書イ及びロにも該当するとは認められないことから、同号に該当し、不開示としたことは妥当である。

しかしながら、振替又は変更の別を記載する部分について、その選別は人事管理に関する事項であるといえることができることから、振替又は変更の別は人事管理者の職務の遂行に係る情報であって、職務遂行の内容に係る部分であるといえることができ、法5条1号ただし書ハに該当すると認められ、当該不開示部分は法5条1号に該当せず、開示すべきである。

その余の不開示部分は、週休日に勤務を命じられた職員の職務遂行に係る情報であることから、法5条1号ただし書ハに該当し、同条に該当せず、開示すべきである。

(12) ⑧総合健診のために勤務しないことの承認願の官職、氏名、日・時間欄、医療機関名欄及び主な検診項目欄について

標記の不開示部分は、上記(5)と同様の理由により、法5条1号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当である。

(13) ⑨併任者勤務状況通知書の出欠欄、併任者の氏名（文書242のうち職員1名の通知書に限る。）及び宛先について

各併任者勤務状況通知書には、職員の氏名が記載されていることから、当該不開示部分は、各併任者勤務状況通知書ごとに全体として、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別

することができるものに該当すると認められる。

ア 出欠欄について

(ア) 法 5 条 1 号ただし書該当性について

a 出欠欄のうち出勤、テレワーク及び研修の表示部分について

標記の不開示部分には、職員が当該日に出勤又はテレワークにより通常の担当職務に従事していたことを示す「○」又は「テレ」等の表示、及び当該日に研修を受講していたことを示す「研修」が記載されており、当該各情報は、当該職員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報に該当すると認められる。

そうすると、当該不開示部分は、法 5 条 1 号ただし書ハの職務遂行の内容に係る情報に該当すると認められる。

したがって、当該不開示部分は、法 5 条 1 号に該当せず、開示すべきである。

b 出欠欄のその余の部分について

標記の不開示部分は、各職員の私生活の内容に関する情報である休暇の表示及び時間単位休暇の表示（職務専念義務の免除を示す表示等を含む。）等が記載されている部分であり、当該情報は、当該職員の公務員としての職務遂行の内容に係る情報であるとは認められず、法 5 条 1 号ただし書ハに該当しないと認められる。

また、当該不開示部分に記載されている情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、法 5 条 1 号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められない。

さらに、本件対象文書においては、各職員の氏名が開示されていることから、法 6 条 2 項に基づく部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法 5 条 1 号に該当すると認められることから、不開示としたことは妥当である。

イ 併任者の氏名（文書 2 4 2 のうち職員 1 名の通知書に限る。）について

併任者勤務状況通知書は、各職員が職務に従事したことの記録として、出勤や出張の別等を記載するものであることから、標記の不開示部分は、上記（3）イ（ア）と同様の理由により、法 5 条 1 号ただし書イに該当し、同号に該当せず、開示すべきである。

ウ 通知書の宛先について

(ア) 法 5 条 1 号ただし書該当性について

標記の不開示部分は、各職員の本務先に係る勤務時間管理員の省庁名及び部署名が記載されていると認められるところ、当該不開示

部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえないことから、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、各併任者勤務状況通知書において、併任者である職員の氏名が開示されている又は上記イのとおり開示すべきとしていることから、法6条2項に基づく部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当すると認められることから、不開示としたことは妥当である。

(14) ⑩弁護士会・民間団体等の会長等代表者の印影、団体の印影について

諮問庁は、標記の印影については、当該団体等の長等が真意に基づいて作成した真正な文書であることを示す機能を有しており、そのような印影を公にすれば、これを偽造され悪用されるなどして、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがある旨説明するところ、この諮問庁の説明に、不自然、不合理な点があるとはいえないことから、当該不開示部分は法5条2号イに該当し、不開示としたことは妥当である。

(15) ⑪地方自治法に基づく意見書の都道府県等の議会議長の印影について

標記の不開示部分は、地方公共団体の議会議長の印影であることから、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

(16) ⑫議員事務所対応資料の行政機関の直通番号及びメールアドレスについて

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、標記の不開示部分は、一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足る事情は認められないことから、これを公にすると、いたずらや偽計等に使用され、業務上必要な連携や国の機関が必要とする緊急の連絡等に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記第3の2(4)ア(イ)の諮問庁の説明は、首肯できる。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(17) ⑬大臣会見・長官想定等の行政機関の直通番号、個人の携帯電話番号について

ア 行政機関の直通番号について

標記の不開示部分は、上記(16)と同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 個人の携帯電話番号について

標記の不開示部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。また、当該不開示部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地もない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(18) ⑬各政党の部会等の出席議員名（出席議員が分かる記載部分）及び議事概要（出席議員の意見等）について

ア 各政党の部会等の出席議員名について

標記の出席議員名は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性を検討すると、標記の出席議員名について公にされていない旨の上記第3の2(4)ア(イ)の諮問庁の説明は、これを覆すに足りる事情は認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該不開示部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 議事概要（出席議員の意見等）について

標記の不開示部分は、正確性が担保されておらず、公開を前提にしたものではないことから、これを公にすると、政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがある旨の上記第3の2(4)ア(イ)の諮問庁の説明は、当該不開示部分に係る会議は政党が開催している会議であり、当該不開示部分が記載された文書は政党が作成したものではなく、その内容についても政党において公表している事情は認められないことを考慮すると、不自然、不合理な点があるとはいえず、これを否定することができない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは、妥当である。

(19) ⑬特命委員会役員名簿（氏名）及び大臣会見・長官想定等の参考資料に記載されている特命委員会役員名簿（氏名）について

標記の不開示部分は、特定政党の安全保障と土地法制に関する特命委員会の役員名簿であり、各個人の氏名であることから、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる

ものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性を検討すると、標記の役員名簿は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえず、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(20) ⑭特命委役員会指摘事項への回答（指摘事項及び回答）について

標記の不開示部分は、上記（18）イと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(21) ⑮内閣第一部会・安全保障と土地法制特別委員会会議メモの会議内容記載部分、⑯政審・資料の部会における国会議員からの意見等、⑰議員発言メモ（政審用）の発言者氏名及び発言参考記載部分について

標記の不開示部分は、上記（18）イと同様の理由により、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(22) ⑱外交・安保・主権調査会次第に記載の有識者名について

標記の有識者名は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性を検討すると、標記の有識者は、内閣官房・国土利用の実態把握等に関する有識者会議の構成員の一部の者の氏名であると認められるところ、当該調査会に出席した有識者については公にされていない旨の上記第3の2（4）ア（イ）の諮問序の説明は、これを覆すに足る事情は認められないことから、出席した有識者の氏名は、法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

さらに、当該不開示部分は、個人識別部分であることから、法6条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、内閣官房副長官補及び内閣府政策統括官（重要土地担当）において、先行開示文書及び本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対

象文書を特定したことは妥当であり，別紙 7 に掲げる部分を除く部分は，同条 1 号，2 号イ及び 6 号柱書きに該当すると認められるので，不開示としたことは妥当であるが，別紙 7 に掲げる部分は，同条 1 号及び 2 号イのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

(第 1 部会)

委員 合田悦三，委員 木村琢磨，委員 中村真由美

別紙 1 本件請求文書

- 1 重要土地等調査法施行準備室が「内閣官房行政文書管理規則」に基づき管理している行政文書ファイルのうち、「公文書の管理に関する法律」7条に基づく公表の対象でありながら、公表されていない行政文書ファイルに綴られている文書の全て。（本件請求文書1）
- 2 令和4年5月9日付け閣副第560号で「残りの部分」とされた全て。（本件請求文書2）

別紙 2 原処分 1 で特定した文書（本件対象文書 1）

文書 1 2 1 0 4 0 5 長官会見想定

別紙３ 原処分２で特定した文書（本件対象文書２）

文書２ 【審査請求書】 ０３０６１７（閣副第７０５号）
文書３ 【理由説明書】 閣副第７０５号（紙媒体特定）
文書４ 【審査請求書】 ０３０７１９（閣副第１１２０号）
文書５ 【審査請求書】 ０３０７２１（閣副第１１２０号（その２））
文書６ 【審査請求書】 ０３０７２１（閣副第１１２０号（その２））別紙
１， ２
文書７ 【理由説明書】 閣副第１１２０号
文書８ 【審査請求書】 ０３０８１６（閣副第１３４８号）
文書９ 【理由説明書】 閣副第１３４８号
文書１０ 【審査請求書】 ０３０９２２（閣副第１５７６号）
文書１１ 【理由説明書】 閣副第１５７６号
文書１２ 【審査請求書】 ０３１００４（閣副第１６０８号， １６０９号，
１６１０号）
文書１３ 【審査請求書】 ０３１１０１（閣副第１６０８号）
文書１４ 【理由説明書】 閣副第１６０８， １６０９， １６１０号
文書１５ 【審査請求書】 ０３１０１１（閣副第１６２９号）
文書１６ 【理由説明書】 閣副第１６２９号
文書１７ 【審査請求書】 ０４０１１３（閣副第２０８１号）
文書１８ 【理由説明書】 閣副第２０８１号
文書１９ 【審査請求書】 ０３１２２３（閣副第１９００号）
文書２０ 【理由説明書】 閣副第１９００号
文書２１ R３出勤簿
文書２２ R３出勤簿
文書２３ R３出勤簿
文書２４ R３出勤簿
文書２５ R３出勤簿
文書２６ R３出勤簿
文書２７ R３出勤簿
文書２８ R３出勤簿
文書２９ R３出勤簿
文書３０ R３出勤簿
文書３１ R３出勤簿
文書３２ R３出勤簿
文書３３ R３出勤簿
文書３４ R３出勤簿
文書３５ R３出勤簿

文書 3 6 R 3 出勤簿
文書 3 7 R 3 出勤簿
文書 3 8 R 3 出勤簿
文書 3 9 R 3 出勤簿
文書 4 0 R 3 出勤簿
文書 4 1 R 3 出勤簿
文書 4 2 R 3 出勤簿
文書 4 3 R 3 出勤簿
文書 4 4 R 3 出勤簿
文書 4 5 R 3 出勤簿
文書 4 6 R 3 出勤簿
文書 4 7 R 3 出勤簿
文書 4 8 R 3 出勤簿
文書 4 9 R 3 出勤簿
文書 5 0 R 3 出勤簿
文書 5 1 R 3 出勤簿
文書 5 2 R 3 休暇簿（特別休暇）
文書 5 3 R 3 休暇簿（年次休暇）
文書 5 4 R 3 休暇簿（病気休暇）
文書 5 5 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しない
ことの承認願（一回目接種）
文書 5 6 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しない
ことの承認願（一回目接種）副反応（理由説明書において「二回目
接種」とあるのは明白な誤記と認める。当該文書については、以下
同じ。）
文書 5 7 R 3 休暇簿（特別休暇）
文書 5 8 R 3 休暇簿（年次休暇）
文書 5 9 R 3 休暇簿（病気休暇）
文書 6 0 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しない
ことの承認願（一回目接種）
文書 6 1 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しない
ことの承認願（二回目接種）
文書 6 2 R 3 休暇簿（特別休暇）
文書 6 3 R 3 休暇簿（年次休暇）
文書 6 4 R 3 休暇簿（病気休暇）
文書 6 5 R 3 休暇簿（特別休暇）
文書 6 6 R 3 休暇簿（年次休暇）
文書 6 7 R 3 休暇簿（病気休暇）

- 文書 6 8 R 3 休暇簿（特別休暇）
文書 6 9 R 3 休暇簿（年次休暇）
文書 7 0 R 3 休暇簿（病気休暇）
文書 7 1 R 3 週休日振替等命令簿
文書 7 2 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しない
ことの承認願
文書 7 3 R 3 休暇簿（特別休暇）
文書 7 4 R 3 休暇簿（年次休暇）
文書 7 5 R 3 休暇簿（病気休暇）
文書 7 6 R 3 週休日振替等命令簿（新様式）
文書 7 7 R 3 休暇簿（特別休暇）
文書 7 8 R 3 休暇簿（年次休暇）
文書 7 9 R 3 休暇簿（病気休暇）
文書 8 0 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しない
ことの承認願
文書 8 1 R 3 休暇簿（特別休暇）
文書 8 2 R 3 休暇簿（年次休暇）
文書 8 3 R 3 休暇簿（病気休暇）
文書 8 4 R 3 休暇簿（特別休暇）
文書 8 5 R 3 休暇簿（年次休暇）
文書 8 6 R 3 休暇簿（病気休暇）
文書 8 7 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しない
ことの承認願（一回目接種）
文書 8 8 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しない
ことの承認願（一回目接種）副反応
文書 8 9 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しない
ことの承認願（二回目接種）
文書 9 0 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しない
ことの承認願（二回目接種）副反応
文書 9 1 R 3 休暇簿（特別休暇）
文書 9 2 R 3 休暇簿（年次休暇）
文書 9 3 R 3 休暇簿（病気休暇）
文書 9 4 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しない
ことの承認願（一回目接種）
文書 9 5 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しない
ことの承認願（一回目接種）副反応
文書 9 6 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しない
ことの承認願（二回目接種）

文書 9 7 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しない
ことの承認願（二回目接種）副反応

文書 9 8 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しない
ことの承認願（二回目接種）副反応 2

文書 9 9 R 3 休暇簿（特別休暇）

文書 1 0 0 R 3 休暇簿（年次休暇）

文書 1 0 1 R 3 休暇簿（病気休暇）

文書 1 0 2 R 3 休暇簿（特別休暇）

文書 1 0 3 R 3 休暇簿（年次休暇）

文書 1 0 4 R 3 休暇簿（病気休暇）

文書 1 0 5 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しな
いことの承認願

文書 1 0 6 R 3 休暇簿（特別休暇）

文書 1 0 7 R 3 休暇簿（年次休暇）

文書 1 0 8 R 3 休暇簿（病気休暇）

文書 1 0 9 R 3 休暇簿（特別休暇）

文書 1 1 0 R 3 休暇簿（年次休暇）

文書 1 1 1 R 3 休暇簿（病気休暇）

文書 1 1 2 R 3 休暇簿（特別休暇）

文書 1 1 3 R 3 休暇簿（年次休暇）

文書 1 1 4 R 3 休暇簿（病気休暇）

文書 1 1 5 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しな
いことの承認願

文書 1 1 6 R 3 休暇簿（特別休暇）

文書 1 1 7 R 3 休暇簿（年次休暇）

文書 1 1 8 R 3 休暇簿（病気休暇）

文書 1 1 9 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しな
いことの承認願

文書 1 2 0 R 3 休暇簿（特別休暇）

文書 1 2 1 R 3 休暇簿（年次休暇）

文書 1 2 2 R 3 休暇簿（病気休暇）

文書 1 2 3 R 3 休暇簿（特別休暇）

文書 1 2 4 R 3 休暇簿（年次休暇）

文書 1 2 5 R 3 休暇簿（病気休暇）

文書 1 2 6 総合健診のために勤務しないことの承認願

文書 1 2 7 R 3 休暇簿（特別休暇）

文書 1 2 8 R 3 休暇簿（年次休暇）

文書 1 2 9 R 3 休暇簿（病気休暇）

- 文書 1 3 0 R 3 休暇簿（特別休暇）
- 文書 1 3 1 R 3 休暇簿（年次休暇）
- 文書 1 3 2 R 3 休暇簿（病気休暇）
- 文書 1 3 3 R 3 休暇簿（特別休暇）
- 文書 1 3 4 R 3 休暇簿（年次休暇）
- 文書 1 3 5 R 3 休暇簿（病気休暇）
- 文書 1 3 6 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願（一回目接種）
- 文書 1 3 7 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願（二回目接種）（理由説明書において「（一回目接種）副反応」とあるのは、明白な誤記と認める。当該文書については、以下同じ。）
- 文書 1 3 8 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願（二回目接種）副反応（理由説明書において「（二回目接種）」とあるのは、明白な誤記と認める。当該文書については、以下同じ。）
- 文書 1 3 9 R 3 休暇簿（特別休暇）
- 文書 1 4 0 R 3 休暇簿（年次休暇）
- 文書 1 4 1 R 3 休暇簿（病気休暇）
- 文書 1 4 2 R 3 休暇簿（特別休暇）
- 文書 1 4 3 R 3 休暇簿（年次休暇）
- 文書 1 4 4 R 3 休暇簿（病気休暇）
- 文書 1 4 5 R 3 休暇簿（特別休暇）
- 文書 1 4 6 R 3 休暇簿（年次休暇）
- 文書 1 4 7 R 3 休暇簿（病気休暇）
- 文書 1 4 8 R 3 休暇簿（特別休暇）
- 文書 1 4 9 R 3 休暇簿（年次休暇）
- 文書 1 5 0 R 3 休暇簿（病気休暇）
- 文書 1 5 1 R 3 休暇簿（特別休暇）
- 文書 1 5 2 R 3 休暇簿（年次休暇）
- 文書 1 5 3 R 3 休暇簿（病気休暇）
- 文書 1 5 4 R 3 休暇簿（特別休暇）
- 文書 1 5 5 R 3 休暇簿（年次休暇）
- 文書 1 5 6 R 3 休暇簿（病気休暇）
- 文書 1 5 7 R 3 休暇簿（特別休暇）
- 文書 1 5 8 R 3 休暇簿（年次休暇）
- 文書 1 5 9 R 3 休暇簿（病気休暇）
- 文書 1 6 0 R 3 休暇簿（特別休暇）

文書 1 6 1 R 3 休暇簿（年次休暇）
 文書 1 6 2 R 3 休暇簿（病気休暇）
 文書 1 6 3 R 3 休暇簿（特別休暇）
 文書 1 6 4 R 3 休暇簿（年次休暇）
 文書 1 6 5 R 3 休暇簿（病気休暇）
 文書 1 6 6 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願
 文書 1 6 7 R 3 休暇簿（特別休暇）
 文書 1 6 8 R 3 休暇簿（年次休暇）
 文書 1 6 9 R 3 休暇簿（病気休暇）
 文書 1 7 0 R 4 出勤簿
 文書 1 7 1 R 4 出勤簿
 文書 1 7 2 R 4 出勤簿
 文書 1 7 3 R 4 出勤簿
 文書 1 7 4 R 4 出勤簿
 文書 1 7 5 R 4 出勤簿
 文書 1 7 6 R 4 出勤簿
 文書 1 7 7 R 4 出勤簿
 文書 1 7 8 R 4 出勤簿
 文書 1 7 9 R 4 出勤簿
 文書 1 8 0 R 4 出勤簿
 文書 1 8 1 R 4 出勤簿
 文書 1 8 2 R 4 出勤簿
 文書 1 8 3 R 4 出勤簿
 文書 1 8 4 R 4 出勤簿
 文書 1 8 5 R 4 出勤簿
 文書 1 8 6 R 4 出勤簿
 文書 1 8 7 R 4 出勤簿
 文書 1 8 8 R 4 出勤簿
 文書 1 8 9 R 4 出勤簿
 文書 1 9 0 R 4 出勤簿
 文書 1 9 1 R 4 出勤簿
 文書 1 9 2 R 4 出勤簿
 文書 1 9 3 R 4 休暇簿
 文書 1 9 4 R 4 休暇簿
 文書 1 9 5 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願（三回目接種）
 文書 1 9 6 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しない

いことの承認願（三回目接種）副反応

文書197 R4 休暇簿

文書198 R4 休暇簿

文書199 R4 休暇簿

文書200 R4 週休日振替等命令簿

文書201 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しない
いことの承認願

文書202 R4 休暇簿

文書203 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しない
いことの承認願

文書204 R4 休暇簿

文書205 R4 休暇簿

文書206 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しない
いことの承認願

文書207 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しない
いことの承認願副反応

文書208 R4 休暇簿

文書209 R4 【様式】 週休日振替等命令簿（新様式）

文書210 R4 休暇簿

文書211 R4 休暇簿

文書212 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しない
いことの承認願

文書213 R4 休暇簿

文書214 R4 休暇簿

文書215 R4 休暇簿

文書216 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しない
いことの承認願

文書217 R4 休暇簿

文書218 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しない
いことの承認願

文書219 R4 休暇簿

文書220 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しない
いことの承認願

文書221 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しない
いことの承認願副反応

文書222 R4 休暇簿

文書223 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しない
いことの承認願

文書 2 2 4	R 4 休暇簿	
文書 2 2 5	R 4 休暇簿	
文書 2 2 6	R 4 休暇簿	
文書 2 2 7	R 4 休暇簿	
文書 2 2 8	R 4 休暇簿	
文書 2 2 9	R 4 休暇簿	
文書 2 3 0	R 4 休暇簿	
文書 2 3 1	2 1 0 5 0 7 併任者勤務状況通知書	
文書 2 3 2	2 1 0 6 0 2 併任者勤務状況通知書	
文書 2 3 3	2 1 0 7 0 2 併任者勤務状況通知書	
文書 2 3 4	2 1 0 8 0 3 併任者勤務状況通知書	
文書 2 3 5	2 1 0 9 0 3 併任者勤務状況通知書	
文書 2 3 6	2 1 1 0 0 3 併任者勤務状況通知書	
文書 2 3 7	2 1 1 1 0 2 併任者勤務状況通知書	
文書 2 3 8	2 1 1 2 0 1 併任者勤務状況通知書	
文書 2 3 9	2 2 0 1 0 5 併任者勤務状況通知書	
文書 2 4 0	2 2 0 2 0 2 併任者勤務状況通知書	
文書 2 4 1	2 2 0 3 0 1 併任者勤務状況通知書	
文書 2 4 2	2 2 0 3 3 1 併任者勤務状況通知書	
文書 2 4 3	内閣官房重要土地等調査法施行準備室 (R 3. 1 2 月時点)	標準文書保存期間基準
文書 2 4 4	内閣官房重要土地等調査法施行準備室 (R 4. 1 月時点)	標準文書保存期間基準
文書 2 4 5	行政文書ファイル管理簿	
文書 2 4 6	【内閣官房】関連する政府決定文書	
文書 2 4 7	【内閣官房】関連する政府決定文書	
文書 2 4 8	土地利用・管理の在り方について	
文書 2 4 9	土地利用・管理の在り方について	
文書 2 5 0	政府・与党等の取組み	
文書 2 5 1	政府・与党等の取組み	
文書 2 5 2	土地利用・管理の在り方について	
文書 2 5 3	政府・与党等の取組み	
文書 2 5 4	土地利用・管理の在り方について	
文書 2 5 5	小此木内閣府特命担当大臣記者会見要旨（令和 2 年 1 0 月 9 日 (金)）	
文書 2 5 6	土地利用・管理等の取組	
文書 2 5 7	第 1 回有識者会議資料	
文書 2 5 8	第 2 回有識者会議資料	

文書 2 5 9 土地利用・管理の在り方について
 文書 2 6 0 第 1 回有識者会議資料
 文書 2 6 1 第 2 回有識者会議資料
 文書 2 6 2 土地利用・管理等の取組
 文書 2 6 3 国土利用の実態把握等のための新たな法制度の在り方について
 提言 2 0 2 0 年
 文書 2 6 4 有識者会議提言（概要）
 文書 2 6 5 有識者会議提言
 文書 2 6 6 国土利用の実態把握等のための新たな法制度の在り方について
 提言 2 0 2 0 年
 文書 2 6 7 国土利用の実態把握等のための新たな法制度の在り方について
 提言 2 0 2 0 年
 文書 2 6 8 土地の調査及び管理に関する法律案のイメージ
 文書 2 6 9 土地の調査及び管理に関する法律案のイメージ
 文書 2 7 0 重要土地等調査法案の概要
 文書 2 7 1 国土利用の実態把握等に関する有識者会議
 文書 2 7 2 重要土地等調査法案の概要
 文書 2 7 3 2 / 2 5 原稿
 文書 2 7 4 2 / 2 6 原稿
 文書 2 7 5 3 / 2 原稿
 文書 2 7 6 諸外国における安全保障に関する主要な土地管理
 文書 2 7 7 森林の土地の所有者届出制度の創設（H 2 3 森林法改正）
 文書 2 7 8 回答案
 文書 2 7 9 背景地方における懸念の声
 文書 2 8 0 重要土地等調査法案の概要
 文書 2 8 1 重要土地等調査法案の概要
 文書 2 8 2 「国土利用の実態把握等に関する法制度の在り方について」
 （提言 / 2 0 2 0 年 1 2 月 2 4 日）の概要
 文書 2 8 3 重要土地等調査法案の概要
 文書 2 8 4 3 / 1 8 原稿
 文書 2 8 5 重要土地等調査法案の概要
 文書 2 8 6 法律案文・理由
 文書 2 8 7 重要土地等調査法案の概要
 文書 2 8 8 重要土地等調査法案の概要
 文書 2 8 9 条文案
 文書 2 9 0 2 1 0 3 2 5 回答案
 文書 2 9 1 国土利用の実態把握等のための新たな法制度の在り方について
 提言 2 0 2 0 年

- 文書 2 9 2 国土利用の実態把握等に関する有識者会議
- 文書 2 9 3 0 1 __要綱案
- 文書 2 9 4 0 2 __条文案
- 文書 2 9 5 0 3 __理由案
- 文書 2 9 6 0 4 __新旧対照表
- 文書 2 9 7 0 5 __参照条文
- 文書 2 9 8 法案概要
- 文書 2 9 9 諸外国における安全保障の観点からの土地管理
- 文書 3 0 0 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査
及び利用の規制等に関する法律案第 3 条の参考とした例
- 文書 3 0 1 地方公共団体からの意見（北海道東北地方知事会の提言等）
- 文書 3 0 2 重要土地等調査法案の概要
- 文書 3 0 3 2 1 0 4 0 8 回答
- 文書 3 0 4 提言・森林法・農地法抜粋
- 文書 3 0 5 2 1 0 4 1 9 回答
- 文書 3 0 6 地方自治法に基づく意見書の例
- 文書 3 0 7 【提出】海上自衛隊対馬防備隊
- 文書 3 0 8 【提出】航空自衛隊千歳基地
- 文書 3 0 9 千歳，対馬の地図
- 文書 3 1 0 背景 地方における懸念の声
- 文書 3 1 1 （資料 1）国土利用の実態把握等に関する有識者会議の開催に
ついて
- 文書 3 1 2 （資料 2）国土利用の実態把握等に関する有識者会議の運営に
ついて
- 文書 3 1 3 （資料 3）国土利用の実態把握等に関する有識者会議
- 文書 3 1 4 国土利用の実態把握等に関する有識者会議（第 1 回）議事次第
- 文書 3 1 5 国土利用の実態把握等に関する有識者会議（第 1 回）議事要旨
- 文書 3 1 6 （資料 1）第一回会議における議論の整理
- 文書 3 1 7 （資料 2）土地制度から見た課題と政策過程の整理
- 文書 3 1 8 （資料 3）アメリカおよびイギリスにおける対内直接投資規制
の概要
- 文書 3 1 9 （資料 4）更にご議論いただきたい点
- 文書 3 2 0 国土利用の実態把握等に関する有識者会議（第 2 回）議事次第
- 文書 3 2 1 国土利用の実態把握等に関する有識者会議（第 2 回）議事要旨
- 文書 3 2 2 （資料 1）第二回会議における議論の整理
- 文書 3 2 3 （資料 2）提言の骨子イメージ
- 文書 3 2 4 国土利用の実態把握等に関する有識者会議（第 3 回）議事次第
- 文書 3 2 5 国土利用の実態把握等に関する有識者会議（第 3 回）議事要旨

- 文書 3 2 6 国土利用の実態把握等に関する法制度の在り方について」（提言／2020年12月24日）の概要
- 文書 3 2 7 国土利用の実態把握等のための新たな法制度の在り方について提言（2020年12月24日）
- 文書 3 2 8 1 地方自治法に基づく地方公共団体からの意見書一覧及び意見書原本
- 文書 3 2 9 2 北海道東北地方知事会提言
- 文書 3 3 0 3 北海道要望書
- 文書 3 3 1 2 1 0 5 1 7 回答
- 文書 3 3 2 2 1 0 5 1 7 回答
- 文書 3 3 3 2 1 0 5 1 9 回答
- 文書 3 3 4 重要土地等調査法案の概要
- 文書 3 3 5 重要施設周辺の土地・建物等の所有，利用等及びそれらの計画に関する調査について
- 文書 3 3 6 重要土地等調査法案と特命委検討法案との比較表
- 文書 3 3 7 【提出】航空自衛隊千歳基地
- 文書 3 3 8 意見書一式（地自法 9 9）
- 文書 3 3 9 2 1 0 5 2 6 回答
- 文書 3 4 0 法案新旧表
- 文書 3 4 1 国土利用の実態把握等のための新たな法制度の在り方について提言
- 文書 3 4 2 新潟県柏崎市（意見書）
- 文書 3 4 3 神奈川県大和市（意見書）
- 文書 3 4 4 静岡県市議会議長会（要望書）
- 文書 3 4 5 0 1 __要綱案
- 文書 3 4 6 0 2 __条文案
- 文書 3 4 7 0 3 __理由案
- 文書 3 4 8 0 4 __新旧対照表
- 文書 3 4 9 0 5 __参照条文
- 文書 3 5 0 法案概要
- 文書 3 5 1 法案概要
- 文書 3 5 2 2 1 0 6 1 4 回答
- 文書 3 5 3 法案概要
- 文書 3 5 4 2 1 0 6 1 8 回答
- 文書 3 5 5 法律概要
- 文書 3 5 6 国会審議における主な論点
- 文書 3 5 7 法律概要（仮訳）
- 文書 3 5 8 意見書

文書359 (Q&A版)重要土地等調査法の地価への影響について
 文書360 (概要版)重要土地等調査法の地価への影響について
 文書361 210624重要土地等調査法の地価への影響
 文書362 210623回答案
 文書363 210526 理事会協議事項1 (区域指定の候補)
 文書364 210526 理事会協議事項2 (生活関連施設)
 文書365 理事会協議事項
 文書366 原稿
 文書367 02__条文
 文書368 R3. 6. 10参・内閣委員会議事録(石川博崇議員)抜粋
 文書369 法律概要
 文書370 条文
 文書371 条文
 文書372 法律概要
 文書373 ご発言メモ案
 文書374 01 法律概要
 文書375 02 条文
 文書376 2022年度政府予算編成及び施策に対する要望項目への回答
 文書377 重要土地等調査法の施行スケジュールについて(案)
 文書378 国土利用の実態把握等に関する有識者会議
 文書379 令和4年度予算概算要求の概要
 文書380 令和3年度制度及び予算要望書への回答
 文書381 210913回答
 文書382 条文
 文書383 提言
 文書384 法律概要(条番号入り)
 文書385 1【set】有識者会議提言概要
 文書386 2【set】提言
 文書387 3 法律概要(条番号入り)
 文書388 4 条文
 文書389 5【抜粋版】概算要求白パン
 文書390 6 スケジュール
 文書391 211202__議員依頼事項概要
 文書392 議員レク要求応答要領
 文書393 令和3年度補正予算案の概要
 文書394 211207議員事務所対応資料
 文書395 01 法律概要(条番号入り)
 文書396 02 スケジュール

文書 3 9 7 0 3 補正予算一覧
 文書 3 9 8 0 4 2 1 1 1 1 9 経済対策閣議決定（抜粋）
 文書 3 9 9 令和 4 年度予算案の概要
 文書 4 0 0 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査
 及び利用の規制等に関する法律案説明資料
 文書 4 0 1 令和 3 年度補正予算（案）
 文書 4 0 2 令和 4 年度当初予算（案）
 文書 4 0 3 令和 4 年度予算概算要求
 文書 4 0 4 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査
 及び利用の規制等に関する法律案説明資料
 文書 4 0 5 議員事務所 2 2 0 2 1 0（土地室）回答（質問 1）
 文書 4 0 6 議員事務所 2 2 0 2 1 0（土地室）回答（質問 2， 3）
 文書 4 0 7 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査
 及び利用の規制等に関する法律案説明資料
 文書 4 0 8 重要土地等調査法の概要
 文書 4 0 9 有識者会議提言概要
 文書 4 1 0 国土利用の実態把握等のための新たな法制度の在り方について
 提言
 文書 4 1 1 法律概要
 文書 4 1 2 0 1 __要綱案
 文書 4 1 3 0 2 __案文・理由
 文書 4 1 4 0 3 __新旧対照表
 文書 4 1 5 0 4 __参照条文
 文書 4 1 6 法案概要
 文書 4 1 7 国土利用の実態把握等のための新たな法制度の在り方について
 提言 2 0 2 0 年
 文書 4 1 8 法案概要ポンチ絵
 文書 4 1 9 有識者会議提言概要
 文書 4 2 0 法案概要
 文書 4 2 1 2 1 0 3 3 1 __日本維新の会・内閣部会
 文書 4 2 2 ①法案概要
 文書 4 2 3 ②条文案
 文書 4 2 4 ③提言
 文書 4 2 5 ④政府法案と維新案の比較
 文書 4 2 6 2 0 1 2 1 0 __公明党「国土の利用及び管理に関する新たな法
 制検討 P T」概要
 文書 4 2 7 第 1 回・公明党 P T の模様
 文書 4 2 8 第一回 P T（土地利用・管理等の取組）

- 文書４２９ ２１０２０９ 公明党内閣部会・安全保障部会・国土の利用及び
管理に関する新たな法制検討ＰＴ合同会議（概要）
- 文書４３０ ①【ｓ ｅ ｔ】法案概要
- 文書４３１ ②有識者会議提言概要
- 文書４３２ ③【ｓ ｅ ｔ】提言
- 文書４３３ ④（資料３）事務局資料
- 文書４３４ 法案概要
- 文書４３５ ２１０２１６ 公明党内閣部会・安全保障部会・国土の利用及
び管理に関する新たな法制検討ＰＴ合同会議②（概要）
- 文書４３６ ○提出資料一式
- 文書４３７ ２１０２１８ 公明党内閣部会・安全保障部会・国土の利用及
び管理に関する新たな法制検討ＰＴ合同会議③（概要）
- 文書４３８ １ 【部会資料】法案概要
- 文書４３９ ２ 案文・理由
- 文書４４０ ３ 条文上の対応
- 文書４４１ ４ 防衛省市ヶ谷周辺図
- 文書４４２ ５ ２１０２１８ 各国制度
- 文書４４３ ２１０２２４ 公明党内閣部会・安全保障部会・国土の利用及
び管理に関する新たな法制検討ＰＴ合同会議④（概要）
- 文書４４４ ①ＰＴ御説明用資料（事前届出）
- 文書４４５ ②ＰＴ御説明資料（面積要件）
- 文書４４６ ③ＰＴ御説明資料（地価について）
- 文書４４７ ④ＰＴ御説明資料（特別注視区域の考え方）
- 文書４４８ ⑤ＰＴ御説明資料（地方自治体への意見聴取方針）
- 文書４４９ ２１０３１６ 公明党内閣部会・安全保障部会・国土の利用及
び管理に関する新たな法制検討ＰＴ合同会議⑤（概要）
- 文書４５０ ⑥目次
- 文書４５１ ①事前届出の考え方
- 文書４５２ ①－１ 国交省資料所見
- 文書４５３ ①－２ 中小企業庁所見
- 文書４５４ ②地方公共団体の関与
- 文書４５５ ③地方公共団体からの意見
- 文書４５６ ③－１ 地方公共団体からの意見（北海道東北地方知事会の提言
等）
- 文書４５７ ④有人離島地域離島に関する区域指定の考え方
- 文書４５８ 法案概要
- 文書４５９ 有人国境離島地域を構成する離島 ２１０３１５
- 文書４６０ ２１０３２２ 公明党内閣部会・安全保障部会・国土の利用及

び管理に関する新たな法制検討P T 合同会議⑥（概要）

文書461 0322 説明資料

文書462 ①210319 要綱案

文書463 ②210319 条文案（案入り）

文書464 ③210319 新旧

文書465 ④__210319 参照条文

文書466 法案概要

文書467 210323 公明党内閣部会・安全保障部会・国土の利用及
び管理に関する新たな法制検討P T 合同会議⑦（概要）

文書468 201029 安全保障と土地法制に関する特命委員会・役員
会 概要

文書469 資料1（土地利用・管理等の取組）

文書470 資料2（小此木内閣府特命担当大臣記者会見要旨）

文書471 別添1（特命委員会役員名簿）

文書472 別添2（議法）

文書473 別添3（土地利用・管理等の取組）

文書474 201112 安全保障と土地法制に関する特命委員会・役員
会 概要

文書475 別添1（議事次第及び名簿）

文書476 別添2（関係省庁からの説明資料）

文書477 別添3（今後のスケジュール）

文書478 201119 安全保障と土地法制に関する特命委員会・役員
会 概要

文書479 回答フォーマット（内閣官房）

文書480 特命委今後の予定

文書481 201201 安全保障と土地法制に関する特命委員会・役員
会 概要

文書482 201203 安全保障と土地法制に関する特命委員会 概要

文書483 210114 安全保障と土地法制に関する特命委員会 概要

文書484 ①030114 安全保障と土地法制に関する特命委員会資料

文書485 ②030114__【特命委資料】安全保障と土地法制に関する
特命委員会 提言（抜粋）

文書486 ③030114__【特命委資料】有識者会議提言概要

文書487 ④030114__【特命委資料】有識者会議提言

文書488 特命委役員会指摘事項への回答

文書489 【提出】法案概要

文書490 和田政務官ご挨拶文

文書491 210218 自民党・内閣第一部会・安全保障と土地法制に関

する特命委員会合同会議（条文審査）概要

文書492 【部会資料】法案概要

文書493 01__要綱案

文書494 02__案文・理由

文書495 03__新旧対照表

文書496 04__参照条文

文書497 210319 自民党・内閣第一部会・安全保障と土地法制に
関する特命委員会合同会議 概要

文書498 内閣第一部会・安全保障と土地法制特別委員会会議メモ

文書499 部会説明資料

文書500 法案概要

文書501 01 要綱案

文書502 02 案文

文書503 03 新旧

文書504 04 参照条文

文書505 政審・資料

文書506 議員発言メモ（政審用）

文書507 議員発言メモ（政審用）

文書508 210323__部会法案審査報告（重要施設周辺及び国境離島
等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法
律案）

文書509 総務会・資料

文書510 201027__【提出】予算の現状について（内閣官房土地調
査検討室）

文書511 210114 説明資料（重要土地等調査法の施行スケジュー
ルについて（案）等）

文書512 R4 予算要求一覧

文書513 法律概要（条番号入り）

文書514 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査
及び利用の規制等に関する法律案に対する附帯決議

文書515 210517 維新部会概要

文書516 条文案

文書517 法案概要

文書518 普天間飛行場周辺図（周辺1000m）

文書519 説明資料（機能阻害行為の類型等）

文書520 210409__（概要）立憲民主党「外交・安全保障・主権調
査会」

文書521 210210 各国制度

文書522	1	有識者会議・構成員
文書523	2	有識者会議提言概要
文書524	3	「国土利用の実態把握等のための新たな法制度の在り方について」提言
文書525	20210409	外交・安保・主権調査会次第
文書526		部会説明用 読み上げ原稿
文書527	210415	—（概要）立憲勉強会
文書528		各国制度（詳細）
文書529		提言・森林法・農地法抜粋
文書530	210428	—（概要）立憲部会
文書531		「北海道東北地方知事会の提言等について」（令和2年8月）
文書532		各国制度（詳細）
文書533		地方自治法に基づく意見書の例
文書534	210513	立憲部会概要
文書535		諸外国における安全保障の観点からの土地管理
文書536		地方自治法に基づく意見書の例
文書537	210607	九州弁護士会連合会（官房長官）
文書538	210608	兵庫県弁護士会（官房長官）
文書539	210617	埼玉県平和委員会
文書540	210624	東京弁護士会（官房長官）
文書541	210625	京都弁護士会（官房長官）
文書542	210727	第二東京弁護士会（官房長官宛て）
文書543	210803	青森県弁護士会（官房長官宛て）
文書544	211025	東京弁護士会（官房長官宛て）
文書545	211122	一覧表（官房長官宛）
文書546	210521	沖縄弁護士会声明
文書547	210526	八尾平和委員会声明
文書548	210528	日本YWCA声明
文書549	210530	石垣島に軍事基地をつくらせない市民連絡会声明
文書550	210601	沖縄平和運動センター声明
文書551	210604	神奈川県弁護士会声明
文書552	210605	宮古島平和ネットワーク声明
文書553	210607	九州弁護士会連合会（総理）声明
文書554	210607	原発問題全道連絡会
文書555	210608	岐阜県弁護士会声明
文書556	210608	兵庫県弁護士会（総理宛）声明
文書557	210609	愛知県弁護士会声明

文書558	210609	新潟県弁護士会声明
文書559	210610	岡山弁護士会声明（理由説明書において「岡山県弁護士会」とあるのは、明白な誤記と認める。当該文書については、以下同じ。）
文書560	210610	埼玉弁護士会声明
文書561	210610	福岡県弁護士会声明
文書562	210611	日本機関紙協会埼玉県本部声明
文書563	210613	浜松市平和委員会声明
文書564	210614	宮崎県弁護士会声明
文書565	210614	滋賀弁護士会声明
文書566	210617	埼玉県平和委員会声明
文書567	210617	千葉県弁護士会声明
文書568	210618	茨城県弁護士会声明
文書569	210619	ミサイル基地いらない宮古島住民連絡会声明
文書570	210624	東京弁護士会（総理）声明
文書571	210625	京都弁護士会（総理）声明
文書572	210625	札幌弁護士会声明
文書573	210630	青年法律家協会弁護士学者合同部会声明
文書574	210701	島根県弁護士会声明
文書575	210713	冲教組国頭支部声明
文書576	210713	山形県弁護士会声明
文書577	210727	第二東京弁護士会声明
文書578	210806	高知弁護士会声明
文書579	210815	札幌北区革新懇話会声明
文書580	211020	群馬弁護士会声明
文書581	211025	東京弁護士会意見書
文書582	211110	岩手弁護士会声明
文書583	211129	富山県弁護士会声明
文書584	220121	神奈川県弁護士会意見書
文書585	220127	神奈川県弁護士会意見書
文書586	210614	小金井市，北谷町，旭川市議会意見書（官房長官宛）
文書587	210614	小金井市議会意見書（総理宛）
文書588	210622	北谷町議会意見書（総理宛）
文書589	210625	旭川市議会意見書（総理宛）
文書590	210702	名護市議会意見書（総理宛）
文書591	210818	中城村議会意見書（官房長官宛て）
文書592	210818	中城村議会意見書（総理宛）

文書593	210916	今帰仁村議会意見書（総理宛）
文書594	210917	北海道豊浦町議会意見書（総理宛）
文書595	210917	北海道豊浦町議会意見書（大臣宛）
文書596	210928	読谷村議会意見書（総理宛）
文書597	220323	府中市議会意見書（大臣宛）
文書598	200918	大臣会見想定
文書599	201009	大臣会見想定
文書600	201009	長官会見想定
文書601	201026	大臣会見想定
文書602	201026	長官会見想定
文書603	201030	政務官会見想定
文書604	201030	長官会見想定
文書605	201102	長官会見想定
文書606	201105	長官会見想定
文書607	201106	大臣会見想定
文書608	201106	大臣会見想定
文書609	201106	長官会見想定
文書610	201109	長官会見想定
文書611	201110	大臣会見想定
文書612	201110	大臣会見想定
文書613	201110	長官会見想定
文書614	201120	大臣会見想定
文書615	201120	大臣会見想定
文書616	201127	大臣会見想定
文書617	201130	長官会見想定
文書618	201201	長官会見想定
文書619	201204	長官会見想定
文書620	201211	長官会見想定
文書621	201217	長官会見想定
文書622	201218	総理（産経）
文書623	201218	大臣会見想定
文書624	201218	長官会見想定
文書625	201222	大臣会見想定
文書626	201222	長官会見想定
文書627	201225	大臣会見想定
文書628	210106	大臣会見想定
文書629	210125	長官会見想定
文書630	210214	長官会見想定

文書6 3 1	2 1 0 2 2 1	長官会見想定
文書6 3 2	2 1 0 3 0 2	大臣会見想定
文書6 3 3	2 1 0 3 0 8	大臣会見想定
文書6 3 4	2 1 0 3 1 1	長官会見想定
文書6 3 5	2 1 0 3 1 2	大臣会見想定
文書6 3 6	2 1 0 3 1 6	大臣会見想定
文書6 3 7	2 1 0 3 1 9	大臣会見想定
文書6 3 8	2 1 0 3 2 2	長官会見想定
文書6 3 9	2 1 0 3 2 3	大臣会見想定
文書6 4 0	2 1 0 3 2 3	長官会見想定
文書6 4 1	2 1 0 3 2 6	大臣会見想定
文書6 4 2	2 1 0 3 2 6	大臣会見想定
文書6 4 3	2 1 0 3 2 6	長官会見想定（午前）
文書6 4 4	2 1 0 3 2 6	長官会見想定（午後）
文書6 4 5	2 1 0 3 3 0	大臣会見想定
文書6 4 6	2 1 0 4 0 6	大臣会見想定
文書6 4 7	2 1 0 4 2 0	大臣会見想定
文書6 4 8	2 1 0 4 2 6	長官会見想定
文書6 4 9	2 1 0 5 1 0	長官会見想定
文書6 5 0	2 1 0 5 1 1	大臣会見想定
文書6 5 1	2 1 0 5 1 4	大臣会見想定
文書6 5 2	2 1 0 5 1 4	大臣会見想定
文書6 5 3	2 1 0 5 2 1	大臣会見想定
文書6 5 4	2 1 0 5 2 7	長官会見想定
文書6 5 5	2 1 0 5 2 8	長官会見想定
文書6 5 6	2 1 0 6 0 1	大臣会見想定
文書6 5 7	2 1 0 6 1 5	長官会見想定
文書6 5 8	2 1 0 6 1 6	長官会見想定
文書6 5 9	2 1 0 6 1 8	大臣会見想定
文書6 6 0	2 1 0 8 1 2	長官会見想定
文書6 6 1	2 1 0 8 2 0	大臣会見想定
文書6 6 2	2 1 0 8 2 0	大臣会見想定
文書6 6 3	2 1 0 8 2 6	長官会見想定
文書6 6 4	2 1 0 8 3 1	大臣会見想定
文書6 6 5	2 1 1 1 1 6	グループインタビュー問1 8
文書6 6 6	2 1 1 1 1 6	グループインタビュー問1 9
文書6 6 7	2 1 1 1 1 6	グループインタビュー問2 0
文書6 6 8	2 1 1 2 2 4	長官会見想定

文書 6 6 9	2 1 1 2 2 4	大臣会見想定
文書 6 7 0	2 2 0 2 0 6	長官会見想定
文書 6 7 1	2 2 0 2 0 8	大臣会見想定
文書 6 7 2	⑩	体制及び今後のスケジュール
文書 6 7 3	①	重要土地等調査法成立までの経緯
文書 6 7 4	②	法律概要（条番号入り）
文書 6 7 5	③	条文
文書 6 7 6	④ 2 1 0 5 2 8	衆議院附帯決議
文書 6 7 7	⑤ 2 1 0 6 1 5	参議院附帯決議
文書 6 7 8	⑥	国会審議における主な論点（回答入り）
文書 6 7 9	⑦ 2 1 0 5 2 6	理事会協議事項 1（区域指定の候補）
文書 6 8 0	⑧ 2 1 0 5 2 6	理事会協議事項 2（生活関連施設）
文書 6 8 1	⑨ 【s e t】	有識者会議提言概要
文書 6 8 2	⑩ 【s e t】	提言
文書 6 8 3	0 1－1	法律概要（簡略版）
文書 6 8 4	0 1－2	調査・利用規制・買取りの流れについて
文書 6 8 5	0 2	体制及び今後のスケジュール
文書 6 8 6	0 3	主な検討課題

別紙4 先行決定で特定した文書（先行決定文書）

文書1 210510長官会見想定

別紙５ 原処分３で特定した文書（本件対象文書３）

文書２ないし文書６４８までは、明白な誤記の取扱いも含めて、別紙３と同じ。

文書６４９	２１０５１１	大臣会見想定
文書６５０	２１０５１４	大臣会見想定
文書６５１	２１０５１４	大臣会見想定
文書６５２	２１０５２１	大臣会見想定
文書６５３	２１０５２７	長官会見想定
文書６５４	２１０５２８	長官会見想定
文書６５５	２１０６０１	大臣会見想定
文書６５６	２１０６１５	長官会見想定
文書６５７	２１０６１６	長官会見想定
文書６５８	２１０６１８	大臣会見想定
文書６５９	２１０８１２	長官会見想定
文書６６０	２１０８２０	大臣会見想定
文書６６１	２１０８２０	大臣会見想定
文書６６２	２１０８２６	長官会見想定
文書６６３	２１０８３１	大臣会見想定
文書６６４	２１１１１６	グループインタビュー問１８
文書６６５	２１１１１６	グループインタビュー問１９
文書６６６	２１１１１６	グループインタビュー問２０
文書６６７	２１１２２４	長官会見想定
文書６６８	２１１２２４	大臣会見想定
文書６６９	２２０２０６	長官会見想定
文書６７０	２２０２０８	大臣会見想定
文書６７１	⑩体制及び今後のスケジュール	
文書６７２	①重要土地等調査法成立までの経緯	
文書６７３	②法律概要（条番号入り）	
文書６７４	③条文	
文書６７５	④２１０５２８	衆議院附帯決議
文書６７６	⑤２１０６１５	参議院附帯決議
文書６７７	⑥国会審議における主な論点（回答入り）	
文書６７８	⑦２１０５２６	理事会協議事項１（区域指定の候補）
文書６７９	⑧２１０５２６	理事会協議事項２（生活関連施設）
文書６８０	⑨【set】有識者会議提言概要	
文書６８１	⑩【set】提言	
文書６８２	０１－１	法律概要（簡略版）

- 文書683 01－2 調査・利用規制・買取りの流れについて
- 文書684 02 体制及び今後のスケジュール
- 文書685 03 主な検討課題

別紙6 行政文書ファイル

不服審査申立書等（令和3年度）

出勤簿（令和3年）

休暇簿（令和3年）

出勤簿（令和4年）

休暇簿（令和4年）

併任者勤務状況通知書

標準文書保存期間基準及び行政文書ファイル管理簿

国会議員からの資料・説明要求（令和2年度）

国会議員からの資料・説明要求（令和3年度）

政党等からの資料・説明要求（令和2年度）

政党等からの資料・説明要求（令和3年度）

陳情・要請等（令和3年度）

大臣等会見想定（令和2年度）

大臣等会見想定（令和3年度）

法律説明資料（令和3年度）

別紙 7 開示すべき部分

- (1) 審査請求書の押印欄
- (2) 出勤簿の氏名
- (3) 出勤簿の出欠欄のうち出勤，TW及び研修を示す表示部分
- (4) 出勤簿の集計欄のうちテレワーク欄の回数
- (5) 出勤簿の備考欄のうち研修に係る情報が記載されている部分
- (6) 週休日振替等命令簿の勤務を命ずる日及び当該日の勤務時欄，業務の内容欄，振替又は変更の別を記載する部分，命令月日欄，所属長印欄，本人印欄，勤務時間管理員欄及び備考欄
- (7) 併任者勤務状況通知書の出欠欄のうち出勤，テレワーク及び研修を示す表示部分
- (8) 併任者勤務状況通知書の併任者の氏名
- (9) 地方自治法に基づく意見書の都道府県議会議長の印影

別表1 原処分2の不開示部分と不開示理由（本件対象文書2）

行政文書の名称等	不開示とした場所	不開示理由
文書2 【審査請求書】030617（閣副第705号）	個人の氏名及び住所	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書4 【審査請求書】030719（閣副第1120号）	個人の氏名、印影及び住所	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書5 【審査請求書】030721（閣副第1120号（その2））	個人の氏名、印影及び住所	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書8 【審査請求書】030816（閣副第1348号）	個人の氏名、印影及び住所	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書10 【審査請求書】030922（閣副第1576号）	個人の氏名、印影及び住所	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書12 【審査請求書】031004（閣副第1608号，1609号，1	個人の氏名、印影及び住所	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがある

6 1 0 号)		ものであることから、 法 5 条 1 号に該当。
文書 1 3 【審査請求書】 0 3 1 1 0 1 (閣副第 1 6 0 8 号)	個人の氏名、印影及び住 所	個人に関する情報であ って、公にすることによ り、個人の権利利益 を害するおそれがある ものであることから、 法 5 条 1 号に該当。
文書 1 5 【審査請求書】 0 3 1 0 1 1 (閣副第 1 6 2 9 号)	個人の氏名及び住所	特定の個人の氏名及び 住所については、個人 に関する情報であつ て、公にすることによ り、個人の権利利益を 害するおそれがあるも のであることから、法 5 条 1 号に該当。
文書 1 7 【審査請求書】 0 4 0 1 1 3 (閣副第 2 0 8 1 号)	個人の氏名及び住所	個人に関する情報であ って、公にすることによ り、個人の権利利益 を害するおそれがある ものであることから、 法 5 条 1 号に該当。
文書 1 9 【審査請求書】 0 3 1 2 2 3 (閣副第 1 9 0 0 号)	個人の氏名、印影及び住 所	個人に関する情報であ って、公にすることによ り、個人の権利利益 を害するおそれがある ものであることから、 法 5 条 1 号に該当。
文書 2 1 R 3 出勤簿	出欠欄、集計欄及び備考 欄	出欠欄等の職員の休暇 に関する内容について は、個人に関する情報 であって、公にすること により、個人の権利 利益を害するおそれがある ものであることから、法 5 条 1 号に該当。

文書 2 2 R 3 出勤簿	出欠欄，集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 2 3 R 3 出勤簿	出欠欄，集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 2 4 R 3 出勤簿	出欠欄，集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 2 5 R 3 出勤簿	出欠欄，集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 2 6	出欠欄，集計欄及び備考	出欠欄等の職員の休暇

R 3 出勤簿	欄	に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書27 R 3 出勤簿	出欠欄，集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書28 R 3 出勤簿	出欠欄，集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書29 R 3 出勤簿	出欠欄，集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書30 R 3 出勤簿	出欠欄，集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容について

		は、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書3 1 R 3 出勤簿	出欠欄及び集計欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書3 2 R 3 出勤簿	出欠欄、集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書3 3 R 3 出勤簿	出欠欄、集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書3 4 R 3 出勤簿	出欠欄、集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報

		であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書35 R3出勤簿	出欠欄、集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書36 R3出勤簿	出欠欄、集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書37 R3出勤簿	出欠欄、集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書38 R3出勤簿	出欠欄、集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にするこ

		とにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書39 R3出勤簿	出欠欄、集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書40 R3出勤簿	出欠欄、集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書41 R3出勤簿	出欠欄、集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書42 R3出勤簿	出欠欄、集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利

		利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書4 3 R 3 出勤簿	出欠欄及び集計欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書4 4 R 3 出勤簿	出欠欄及び集計欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書4 5 R 3 出勤簿	出欠欄及び集計欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書4 6 R 3 出勤簿	出欠欄及び集計欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれが

		あるものであることから、法5条1号に該当。
文書47 R3出勤簿	出欠欄及び集計欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書48 R3出勤簿	出欠欄及び集計欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書49 R3出勤簿	出欠欄、集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書50 R3出勤簿	出欠欄、集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることか

		ら、法5条1号に該当。
文書5 1 R 3 出勤簿	出欠欄、集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書5 2 R 3 休暇簿（特別休暇）	期間欄、残日数・時間欄、理由欄、本人の確認欄、請求（申出）月日欄、承認の可否欄、決裁欄、勤務時間管理員の確認欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書5 3 R 3 休暇簿（年次休暇）	期間欄、残日数・時間欄、本人の確認欄、請求月日欄、承認の可否欄、決裁欄、勤務時間管理員の確認欄、備考欄及び年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄	職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書5 4 R 3 休暇簿（病気休暇）	期間欄、期間の連続性の有無等欄、理由欄、本人の確認欄、請求月日欄、証明書類の有無欄、承認の可否欄、決裁欄、勤務時間管理員の確認欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書5 5 新型コロナウイルス感	官職、氏名、日、時間及び接種機関等名	個人に関する情報であって、公にすることに

染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願（一回目接種）		より、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書56 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願（一回目接種）副反応	官職，氏名，日，時間及び接種機関等名	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書57 R3休暇簿（特別休暇）	期間欄，残日数・時間欄，理由欄，本人の確認欄，請求（申出）月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書58 R3休暇簿（年次休暇）	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書59 R3休暇簿（病気休暇）	期間欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，本人の確認欄，請求月日欄，証明書類の有無欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書60 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等	官職，氏名，日，時間及び接種機関等名	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益

のために勤務しないことの承認願（一回目接種）		を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書6 1 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願（二回目接種）	官職、氏名、日、時間及び接種機関等名	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書6 2 R 3 休暇簿（特別休暇）	期間欄、残日数・時間欄、理由欄、本人の確認欄、請求（申出）月日欄、承認の可否欄、決裁欄、勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書6 3 R 3 休暇簿（年次休暇）	期間欄、残日数・時間欄、本人の確認欄、請求月日欄、承認の可否欄、決裁欄、勤務時間管理員処理欄、備考欄、年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄	職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書6 4 R 3 休暇簿（病気休暇）	期間欄、期間の連続性の有無等欄、理由欄、本人の確認欄、請求月日欄、証明書類の有無欄、承認の可否欄、決裁欄、勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書6 5 R 3 休暇簿（特別休暇）	期間欄、残日数・時間欄、理由欄、本人の確認欄、請求（申出）月日欄、承認の可否欄、決裁	職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、

	欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書66 R3 休暇簿（年次休暇）	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書67 R3 休暇簿（病気休暇）	期間欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，本人の確認欄，請求月日欄，証明書類の有無欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書68 R3 休暇簿（特別休暇）	期間欄，残日数・時間欄，理由欄，本人の確認欄，請求（申出）月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書69 R3 休暇簿（年次休暇）	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書70	期間欄，期間の連続性の	職員の休暇に関する内

R 3 休暇簿（病気休暇）	有無等欄，理由欄，本人の確認欄，請求月日欄，証明書類の有無欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書7 1 R 3 週休日振替等命令簿	勤務を命ずる日及び当該日の勤務時間欄，業務の内容欄，振替又は変更により週休日等とする日及び変更により4時間の勤務時間を割振る事をやめた後の勤務時間等欄，命令月日欄，所属長印欄，本人印欄，勤務時間管理員欄及び備考欄	職員の週休日の振替等に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書7 2 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願	官職，氏名，日，時間及び接種機関等名	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書7 3 R 3 休暇簿（特別休暇）	期間欄，残日数・時間欄，理由欄，本人の確認欄，請求（申出）月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書7 4 R 3 休暇簿（年次休暇）	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるもので

	越し日数・本年分の日数）及び集計欄	あることから、法5条1号に該当。
文書75 R3 休暇簿（病気休暇）	期間欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，本人の確認欄，請求月日欄，証明書類の有無欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書76 R3 週休日振替等命令簿（新様式）	勤務を命ずる日及び当該日の勤務時間欄，業務の内容欄，振替又は変更により週休日等とする日及び変更により4時間の勤務時間を割振る事をやめた後の勤務時間等欄，命令月日欄，所属長印欄，本人印欄，勤務時間管理員印欄及び備考欄	職員の週休日の振替等に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書77 R3 休暇簿（特別休暇）	期間欄，残日数・時間欄，理由欄，本人の確認欄，請求（申出）月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書78 R3 休暇簿（年次休暇）	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書79	期間欄，期間の連続性の	職員の休暇に関する内

R 3 休暇簿（病気休暇）	有無等欄，理由欄，本人の確認欄，請求月日欄，証明書類の有無欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 8 0 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願	官職，氏名，日，時間及び接種機関等名	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 8 1 R 3 休暇簿（特別休暇）	期間欄，残日数・時間欄，理由欄，本人の確認欄，請求（申出）月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 8 2 R 3 休暇簿（年次休暇）	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 8 3 R 3 休暇簿（病気休暇）	期間欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，本人の確認欄，請求月日欄，証明書類の有無欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。

文書 8 4 R 3 休暇簿（特別休暇）	期間欄，残日数・時間欄，理由欄，本人の確認欄，請求（申出）月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 8 5 R 3 休暇簿（年次休暇）	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 8 6 R 3 休暇簿（病気休暇）	期間欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，本人の確認欄，請求月日欄，証明書類の有無欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 8 7 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願（一回目接種）	官職，氏名，日，時間及び接種機関等名	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 8 8 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願（一回目接種）副反応	官職，氏名，日，時間及び接種機関等名	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 8 9	官職，氏名，日，時間及	個人に関する情報であ

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願（二回目接種）	び接種機関等名	って、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書90 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願（二回目接種）副反応	官職、氏名、日、時間及び接種機関等名	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書91 R3休暇簿（特別休暇）	期間欄、残日数・時間欄、理由欄、本人の確認欄、請求（申出）月日欄、承認の可否欄、決裁欄、勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書92 R3休暇簿（年次休暇）	期間欄、残日数・時間欄、本人の確認欄、請求月日欄、承認の可否欄、決裁欄、勤務時間管理員処理欄、備考欄、年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄	職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書93 R3休暇簿（病気休暇）	期間欄、期間の連続性の有無等欄、理由欄、本人の確認欄、請求月日欄、証明書類の有無欄、承認の可否欄、決裁欄、勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書94 新型コロナウイルス感	官職、氏名、日、時間及び接種機関等名	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。

染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願（一回目接種）		より、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書95 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願（一回目接種）副反応	官職、氏名、日、時間及び接種機関等名	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書96 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願（二回目接種）	官職、氏名、日、時間及び接種機関等名	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書97 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願（二回目接種）副反応	官職、氏名、日、時間及び接種機関等名	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書98 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願（二回目接種）副反応2	官職、氏名、日、時間及び接種機関等名	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書99 R3休暇簿（特別休暇）	期間欄、残日数・時間欄、理由欄、本人の確認欄、請求（申出）月日欄、承認の可否欄、決裁欄、勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書100	期間欄、残日数・時間	職員の休暇に関する内

R 3 休暇簿（年次休暇）	欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄	容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書101 R 3 休暇簿（病気休暇）	期間欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，本人の確認欄，請求月日欄，証明書類の有無欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書102 R 3 休暇簿（特別休暇）	期間欄，残日数・時間欄，理由欄，本人の確認欄，請求（申出）月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書103 R 3 休暇簿（年次休暇）	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書104 R 3 休暇簿（病気休暇）	期間欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，本人の確認欄，請求月日欄，証明書類の有無欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。

	考欄	あることから、法5条1号に該当。
文書105 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願	官職、氏名、日、時間及び接種機関等名	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書106 R3休暇簿（特別休暇）	期間欄、残日数・時間欄、理由欄、本人の確認欄、請求（申出）月日欄、承認の可否欄、決裁欄、勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書107 R3休暇簿（年次休暇）	期間欄、残日数・時間欄、本人の確認欄、請求月日欄、承認の可否欄、決裁欄、勤務時間管理員処理欄、備考欄、年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄	職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書108 R3休暇簿（病気休暇）	期間欄、期間の連続性の有無等欄、理由欄、本人の確認欄、請求月日欄、証明書類の有無欄、承認の可否欄、決裁欄、勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書109 R3休暇簿（特別休暇）	期間欄、残日数・時間欄、理由欄、本人の確認欄、請求（申出）月日欄、承認の可否欄、決裁欄、勤務時間管理員処理	職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害す

	欄及び備考欄	るおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書110 R3 休暇簿（年次休暇）	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書111 R3 休暇簿（病気休暇）	期間欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，本人の確認欄，請求月日欄，証明書類の有無欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書112 R3 休暇簿（特別休暇）	期間欄，残日数・時間欄，理由欄，本人の確認欄，請求（申出）月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書113 R3 休暇簿（年次休暇）	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書114 R3 休暇簿（病気休暇）	期間欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，本人	職員の休暇に関する内容については，個人に

暇)	の確認欄，請求月日欄， 証明書類の有無欄，承認 の可否欄，決裁欄，勤務 時間管理員処理欄及び備 考欄	関する情報であって， 公にすることにより， 個人の権利利益を害す るおそれがあるもので あることから，法５条 １号に該当。
文書１１５ 新型コロナウイルス感 染症に係る予防接種等 のために勤務しないこ との承認願	官職，氏名，日及び時間	個人に関する情報であ って，公にすることによ り，個人の権利利益 を害するおそれがある ものであることから， 法５条１号に該当。
文書１１６ Ｒ３休暇簿（特別休 暇）	期間欄，残日数・時間 欄，理由欄，本人の確認 欄，請求（申出）月日 欄，承認の可否欄，決裁 欄，勤務時間管理員処理 欄及び備考欄	職員の休暇に関する内 容については，個人に 関する情報であって， 公にすることにより， 個人の権利利益を害す るおそれがあるもので あることから，法５条 １号に該当。
文書１１７ Ｒ３休暇簿（年次休 暇）	期間欄，残日数・時間 欄，本人の確認欄，請求 月日欄，承認の可否欄， 決裁欄，勤務時間管理員 処理欄，備考欄，年次休 暇の日数（前年からの繰 越し日数・本年分の日 数）及び集計欄	職員の休暇に関する内 容については，個人に 関する情報であって， 公にすることにより， 個人の権利利益を害す るおそれがあるもので あることから，法５条 １号に該当。
文書１１８ Ｒ３休暇簿（病気休 暇）	期間欄，期間の連続性の 有無等欄，理由欄，本人 の確認欄，請求月日欄， 証明書類の有無欄，承認 の可否欄，決裁欄，勤務 時間管理員処理欄及び備 考欄	職員の休暇に関する内 容については，個人に 関する情報であって， 公にすることにより， 個人の権利利益を害す るおそれがあるもので あることから，法５条 １号に該当。
文書１１９	官職，氏名，日，時間及	個人に関する情報であ

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願	び接種機関等名	って、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書120 R3 休暇簿（特別休暇）	期間欄，残日数・時間欄，理由欄，本人の確認欄，請求（申出）月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書121 R3 休暇簿（年次休暇）	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄	職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書122 R3 休暇簿（病気休暇）	期間欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，本人の確認欄，請求月日欄，証明書類の有無欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書123 R3 休暇簿（特別休暇）	期間欄，残日数・時間欄，理由欄，本人の確認欄，請求（申出）月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。

文書 1 2 4 R 3 休暇簿（年次休暇）	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 1 2 5 R 3 休暇簿（病気休暇）	期間欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，本人の確認欄，請求月日欄，証明書類の有無欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 1 2 6 総合健診のために勤務しないことの承認願	官職，氏名，日・時間欄，医療機関名欄及び主な検診項目欄	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 1 2 7 R 3 休暇簿（特別休暇）	期間欄，残日数・時間欄，理由欄，本人の確認欄，請求（申出）月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 1 2 8 R 3 休暇簿（年次休暇）	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条

	数) 及び集計欄	1 号に該当。
文書 1 2 9 R 3 休暇簿 (病気休暇)	期間欄, 期間の連続性の有無等欄, 理由欄, 本人の確認欄, 請求月日欄, 証明書類の有無欄, 承認の可否欄, 決裁欄, 勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については, 個人に関する情報であって, 公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから, 法 5 条 1 号に該当。
文書 1 3 0 R 3 休暇簿 (特別休暇)	期間欄, 残日数・時間欄, 理由欄, 本人の確認欄, 請求 (申出) 月日欄, 承認の可否欄, 決裁欄, 勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については, 個人に関する情報であって, 公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから, 法 5 条 1 号に該当。
文書 1 3 1 R 3 休暇簿 (年次休暇)	期間欄, 残日数・時間欄, 本人の確認欄, 請求月日欄, 承認の可否欄, 決裁欄, 勤務時間管理員処理欄, 備考欄, 年次休暇の日数 (前年からの繰越し日数・本年分の日数) 及び集計欄	職員の休暇に関する内容については, 個人に関する情報であって, 公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから, 法 5 条 1 号に該当。
文書 1 3 2 R 3 休暇簿 (病気休暇)	期間欄, 期間の連続性の有無等欄, 理由欄, 本人の確認欄, 請求月日欄, 証明書類の有無欄, 承認の可否欄, 決裁欄, 勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については, 個人に関する情報であって, 公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから, 法 5 条 1 号に該当。
文書 1 3 3 R 3 休暇簿 (特別休暇)	期間欄, 残日数・時間欄, 理由欄, 本人の確認欄, 請求 (申出) 月日欄, 承認の可否欄, 決裁	職員の休暇に関する内容については, 個人に関する情報であって, 公にすることにより,

	欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書134 R3 休暇簿（年次休暇）	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書135 R3 休暇簿（病気休暇）	期間欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，本人の確認欄，請求月日欄，証明書類の有無欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書136 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願（一回目接種）	官職，氏名，日及び時間	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書137 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願（二回目接種）	官職，氏名，日及び時間	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書138 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願（二回目接種）	官職，氏名，日及び時間	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，

種) 副反応		法 5 条 1 号に該当。
文書 1 3 9 R 3 休暇簿 (特別休暇)	期間欄, 残日数・時間欄, 理由欄, 本人の確認欄, 請求 (申出) 月日欄, 承認の可否欄, 決裁欄, 勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については, 個人に関する情報であって, 公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから, 法 5 条 1 号に該当。
文書 1 4 0 R 3 休暇簿 (年次休暇)	期間欄, 残日数・時間欄, 本人の確認欄, 請求月日欄, 承認の可否欄, 決裁欄, 勤務時間管理員処理欄, 備考欄, 年次休暇の日数 (前年からの繰越し日数・本年分の日数) 及び集計欄	職員の休暇に関する内容については, 個人に関する情報であって, 公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから, 法 5 条 1 号に該当。
文書 1 4 1 R 3 休暇簿 (病気休暇)	期間欄, 期間の連続性の有無等欄, 理由欄, 本人の確認欄, 請求月日欄, 証明書類の有無欄, 承認の可否欄, 決裁欄, 勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については, 個人に関する情報であって, 公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから, 法 5 条 1 号に該当。
文書 1 4 2 R 3 休暇簿 (特別休暇)	期間欄, 残日数・時間欄, 理由欄, 本人の確認欄, 請求 (申出) 月日欄, 承認の可否欄, 決裁欄, 勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については, 個人に関する情報であって, 公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから, 法 5 条 1 号に該当。
文書 1 4 3 R 3 休暇簿 (年次休暇)	期間欄, 残日数・時間欄, 本人の確認欄, 請求月日欄, 承認の可否欄, 決裁欄, 勤務時間管理員	職員の休暇に関する内容については, 個人に関する情報であって, 公にすることにより,

	処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄	個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書144 R3 休暇簿（病気休暇）	期間欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，本人の確認欄，請求月日欄，証明書類の有無欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書145 R3 休暇簿（特別休暇）	期間欄，残日数・時間欄，理由欄，本人の確認欄，請求（申出）月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書146 R3 休暇簿（年次休暇）	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書147 R3 休暇簿（病気休暇）	期間欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，本人の確認欄，請求月日欄，証明書類の有無欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書148	期間欄，残日数・時間	職員の休暇に関する内

R 3 休暇簿（特別休暇）	欄，理由欄，本人の確認欄，請求（申出）月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書149 R 3 休暇簿（年次休暇）	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書150 R 3 休暇簿（病気休暇）	期間欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，本人の確認欄，請求月日欄，証明書類の有無欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書151 R 3 休暇簿（特別休暇）	期間欄，残日数・時間欄，理由欄，本人の確認欄，請求（申出）月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書152 R 3 休暇簿（年次休暇）	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるもので

	越し日数・本年分の日数）及び集計欄	あることから、法5条1号に該当。
文書153 R3 休暇簿（病気休暇）	期間欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，本人の確認欄，請求月日欄，証明書類の有無欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書154 R3 休暇簿（特別休暇）	期間欄，残日数・時間欄，理由欄，本人の確認欄，請求（申出）月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書155 R3 休暇簿（年次休暇）	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書156 R3 休暇簿（病気休暇）	期間欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，本人の確認欄，請求月日欄，証明書類の有無欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書157 R3 休暇簿（特別休暇）	期間欄，残日数・時間欄，理由欄，本人の確認欄，請求（申出）月日	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，

	欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書158 R3 休暇簿（年次休暇）	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書159 R3 休暇簿（病気休暇）	期間欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，本人の確認欄，請求月日欄，証明書類の有無欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書160 R3 休暇簿（特別休暇）	期間欄，残日数・時間欄，理由欄，本人の確認欄，請求（申出）月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書161 R3 休暇簿（年次休暇）	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。

文書 1 6 2 R 3 休暇簿（病気休暇）	期間欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，本人の確認欄，請求月日欄，証明書類の有無欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 1 6 3 R 3 休暇簿（特別休暇）	期間欄，残日数・時間欄，理由欄，本人の確認欄，請求（申出）月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 1 6 4 R 3 休暇簿（年次休暇）	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 1 6 5 R 3 休暇簿（病気休暇）	期間欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，本人の確認欄，請求月日欄，証明書類の有無欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 1 6 6 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願	官職，氏名，日及び時間	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，

		法5条1号に該当。
文書167 R3 休暇簿（特別休暇）	期間欄，残日数・時間欄，理由欄，本人の確認欄，請求（申出）月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書168 R3 休暇簿（年次休暇）	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）及び集計欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書169 R3 休暇簿（病気休暇）	期間欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，本人の確認欄，請求月日欄，証明書類の有無欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄及び備考欄	職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書170 R4 出勤簿	出欠欄及び集計欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書171 R4 出勤簿	出欠欄及び集計欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報

		であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書172 R4出勤簿	出欠欄、集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書173 R4出勤簿	出欠欄、集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書174 R4出勤簿	出欠欄及び集計欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書175 R4出勤簿	出欠欄、集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。

		とにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書176 R4出勤簿	出欠欄及び集計欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書177 R4出勤簿	出欠欄、集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書178 R4出勤簿	出欠欄及び集計欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書179 R4出勤簿	出欠欄及び集計欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利

		利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書180 R4出勤簿	出欠欄、集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書181 R4出勤簿	出欠欄、集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書182 R4出勤簿	出欠欄及び集計欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書183 R4出勤簿	出欠欄及び集計欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれが

		あるものであることから、法5条1号に該当。
文書184 R4出勤簿	出欠欄及び集計欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書185 R4出勤簿	出欠欄及び集計欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書186 R4出勤簿	出欠欄、集計欄及び備考欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書187 R4出勤簿	出欠欄及び集計欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることか

		ら，法５条１号に該当。
文書１８８ Ｒ４出勤簿	氏名，出欠欄及び集計欄	氏名及び出欠欄等の職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法５条１号に該当。
文書１８９ Ｒ４出勤簿	出欠欄及び集計欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法５条１号に該当。
文書１９０ Ｒ４出勤簿	出欠欄及び集計欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法５条１号に該当。
文書１９１ Ｒ４出勤簿	出欠欄及び集計欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法５条１号に該

		当。
文書 1 9 2 R 4 出勤簿	出欠欄及び集計欄	出欠欄等の職員の休暇に関する内容については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法 5 条 1 号に該当。
文書 1 9 3 R 4 休暇簿	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数），集計欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，証明書類の有無欄及び請求（申出）月日欄	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法 5 条 1 号に該当。
文書 1 9 4 R 4 休暇簿	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数），集計欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，証明書類の有無欄及び請求（申出）月日欄	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法 5 条 1 号に該当。
文書 1 9 5 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願（三回目接	官職，氏名，日及び時間	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、

種)		法 5 条 1 号に該当。
文書 1 9 6 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願（三回目接種）副反応	官職，氏名，日及び時間	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 1 9 7 R 4 休暇簿	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数），集計欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，証明書類の有無欄及び請求（申出）月日欄	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 1 9 8 R 4 休暇簿	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数），集計欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，証明書類の有無欄及び請求（申出）月日欄	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 1 9 9 R 4 休暇簿	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数），集計欄，期間の連	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。

	続性の有無等欄，理由欄，証明書類の有無欄及び請求（申出）月日欄	
文書２００ R４週休日振替等命令簿	勤務を命ずる日及び当該日の勤務時間欄，業務の内容欄，振替又は変更により週休日等とする日及び変更により４時間の勤務時間を割振る事をやめた後の勤務時間等欄，命令月日欄，所属長印欄，本人印欄，勤務時間管理員欄及び備考欄	職員の週休日の振替等に関する内容については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法５条１号に該当。
文書２０１ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願	氏名，日，時間及び接種機関等名	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法５条１号に該当。
文書２０２ R４休暇簿	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数），集計欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，証明書類の有無欄及び請求（申出）月日欄	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法５条１号に該当。
文書２０３ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願	官職，氏名，日，時間及び接種機関等名	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法５条１号に該当。
文書２０４	期間欄，残日数・時間	個人に関する情報であ

R 4 休暇簿	欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数），集計欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，証明書類の有無欄及び請求（申出）月日欄	って，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書205 R 4 休暇簿	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数），集計欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，証明書類の有無欄及び請求（申出）月日欄	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書206 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願	官職，氏名，日，時間及び接種機関等名	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書207 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願副反応	官職，氏名，日及び時間	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書208 R 4 休暇簿	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがある

	処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数），集計欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，証明書類の有無欄及び請求（申出）月日欄	ものであることから，法5条1号に該当。
文書209 R4【様式】週休日振替等命令簿（新様式）	勤務を命ずる日及び当該日の勤務時間欄，業務の内容欄，振替又は変更により週休日等とする日及び変更により4時間の勤務時間を割振る事をやめた後の勤務時間等欄，命令月日欄，所属長印欄，本人印欄，勤務時間管理員欄及び備考欄	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書210 R4 休暇簿	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数），集計欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，証明書類の有無欄及び請求（申出）月日欄	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。
文書211 R4 休暇簿	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数），集計欄，期間の連続性の有無等欄，理由	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。

	欄，証明書類の有無欄及び請求（申出）月日欄	
文書 2 1 2 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願	氏名，日，時間及び接種機関等名	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 2 1 3 R 4 休暇簿	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数），集計欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，証明書類の有無欄及び請求（申出）月日欄	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 2 1 4 R 4 休暇簿	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数），集計欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，証明書類の有無欄及び請求（申出）月日欄	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 2 1 5 R 4 休暇簿	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。

	数), 集計欄, 期間の連続性の有無等欄, 理由欄, 証明書類の有無欄及び請求(申出)月日欄	
文書216 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願	官職, 氏名, 日, 時間及び接種機関等名	個人に関する情報であって, 公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから, 法5条1号に該当。
文書217 R4休暇簿	期間欄, 残日数・時間欄, 本人の確認欄, 請求月日欄, 承認の可否欄, 決裁欄, 勤務時間管理員処理欄, 備考欄, 年次休暇の日数(前年からの繰越し日数・本年分の日数), 集計欄, 期間の連続性の有無等欄, 理由欄, 証明書類の有無欄及び請求(申出)月日欄	個人に関する情報であって, 公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから, 法5条1号に該当。
文書218 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願	官職, 氏名, 日, 時間及び接種機関等名	個人に関する情報であって, 公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから, 法5条1号に該当。
文書219 R4休暇簿	期間欄, 残日数・時間欄, 本人の確認欄, 請求月日欄, 承認の可否欄, 決裁欄, 勤務時間管理員処理欄, 備考欄, 年次休暇の日数(前年からの繰越し日数・本年分の日数), 集計欄, 期間の連続性の有無等欄, 理由欄, 証明書類の有無欄及	個人に関する情報であって, 公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから, 法5条1号に該当。

	び請求（申出）月日欄	
文書 2 2 0 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願	官職，氏名，日，時間及び接種機関等名	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 2 2 1 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願副反応	官職，氏名，日及び時間	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 2 2 2 R 4 休暇簿	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数），集計欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，証明書類の有無欄及び請求（申出）月日欄	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 2 2 3 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種等のために勤務しないことの承認願	氏名，日，時間及び接種機関等名	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 2 2 4 R 4 休暇簿	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。

	数), 集計欄, 期間の連続性の有無等欄, 理由欄, 証明書類の有無欄及び請求(申出)月日欄	
文書225 R4 休暇簿	期間欄, 残日数・時間欄, 本人の確認欄, 請求月日欄, 承認の可否欄, 決裁欄, 勤務時間管理員処理欄, 備考欄, 年次休暇の日数(前年からの繰越し日数・本年分の日数), 集計欄, 期間の連続性の有無等欄, 理由欄, 証明書類の有無欄及び請求(申出)月日欄	個人に関する情報であって, 公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから, 法5条1号に該当。
文書226 R4 休暇簿	氏名, 期間欄, 残日数・時間欄, 本人の確認欄, 請求月日欄, 承認の可否欄, 決裁欄, 勤務時間管理員処理欄, 備考欄, 年次休暇の日数(前年からの繰越し日数・本年分の日数), 集計欄, 期間の連続性の有無等欄, 理由欄, 証明書類の有無欄及び請求(申出)月日欄	個人に関する情報であって, 公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから, 法5条1号に該当。
文書227 R4 休暇簿	期間欄, 残日数・時間欄, 本人の確認欄, 請求月日欄, 承認の可否欄, 決裁欄, 勤務時間管理員処理欄, 備考欄, 年次休暇の日数(前年からの繰越し日数・本年分の日数), 集計欄, 期間の連続性の有無等欄, 理由欄, 証明書類の有無欄及び請求(申出)月日欄	個人に関する情報であって, 公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから, 法5条1号に該当。

文書 2 2 8 R 4 休暇簿	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数），集計欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，証明書類の有無欄及び請求（申出）月日欄	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 2 2 9 R 4 休暇簿	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数），集計欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，証明書類の有無欄及び請求（申出）月日欄	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 2 3 0 R 4 休暇簿	期間欄，残日数・時間欄，本人の確認欄，請求月日欄，承認の可否欄，決裁欄，勤務時間管理員処理欄，備考欄，年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数），集計欄，期間の連続性の有無等欄，理由欄，証明書類の有無欄及び請求（申出）月日欄	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。
文書 2 3 1 2 1 0 5 0 7 併任者勤務状況通知書	出欠欄及び宛先	個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがある

		ものであることから、 法5条1号に該当。
文書232 210602併任者勤務状況通知書	出欠欄及び宛先	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、 法5条1号に該当。
文書233 210702併任者勤務状況通知書	出欠欄及び宛先	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、 法5条1号に該当。
文書234 210803併任者勤務状況通知書	出欠欄及び宛先	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、 法5条1号に該当。
文書235 210903併任者勤務状況通知書	出欠欄及び宛先	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、 法5条1号に該当。
文書236 211003併任者勤務状況通知書	出欠欄及び宛先	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、 法5条1号に該当。
文書237 211102併任者勤務状況通知書	出欠欄及び宛先	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、

		法 5 条 1 号に該当。
文書 2 3 8 2 1 1 2 0 1 併任者勤務状況通知書	出欠欄及び宛先	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法 5 条 1 号に該当。
文書 2 3 9 2 2 0 1 0 5 併任者勤務状況通知書	出欠欄及び宛先	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法 5 条 1 号に該当。
文書 2 4 0 2 2 0 2 0 2 併任者勤務状況通知書	出欠欄及び宛先	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法 5 条 1 号に該当。
文書 2 4 1 2 2 0 3 0 1 併任者勤務状況通知書	出欠欄及び宛先	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法 5 条 1 号に該当。
文書 2 4 2 2 2 0 3 3 1 併任者勤務状況通知書	氏名、出欠欄及び宛先	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法 5 条 1 号に該当。
文書 3 0 6 地方自治法に基づく意見書の例	長野県議会議長の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該議会の権利その他正当な利益を害するおそれが

		あるものであることから、法5条2号に該当。
文書328 1 地方自治法に基づく 地方公共団体からの意見書一覧及び意見書原本	大和市議会議長等の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該議会の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号に該当。
文書338 意見書一式（地自法99）	大和市議会議長等の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該議会の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号に該当。
文書343 神奈川県大和市（意見書）	大和市議会議長の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該議会の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号に該当。
文書344 静岡県市議会議長会（要望書）	静岡県市議会議長会会長の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該議会の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることか

		ら、法5条2号に該当。
文書358 意見書	大和市議会議長等の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該議会の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号に該当。
文書394 211207議員事務所対応資料	行政機関の直通番号及びメールアドレス	直通番号及びメールアドレスについては、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号に該当。
文書421 210331__日本維新の会・内閣部会	出席議員名及び議事概要 (出席議員の意見等)	出席議員名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 本会議は、非公式の形式で行われており、出席者の意見等も、公開を前提に行われたものではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがある

		ことから、法5条6号柱書きに該当。
文書426 201210__公明党 「国土の利用及び管理 に関する新たな法制検 討PT」概要	出席議員名及び議事概要 (出席議員の意見等)	出席議員名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 本会議は、非公式の形式で行われており、出席者の意見等も、公開を前提に行われたものではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当。
文書427 第1回・公明党PTの 模様	出席議員名及び出席議員 の意見	出席議員名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 本会議は、非公式の形式で行われており、出席者の意見も、公開を前提に行われたものではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生

		じるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当。
文書429 210209 公明党内閣部会・安全保障部会・国土の利用及び管理に関する新たな法制検討PT合同会議（概要）	出席議員が分かる記載部分及び議事概要（出席議員の意見等）	出席議員の氏名等については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 本会議は、非公式の形式で行われており、出席者の意見等も、公開を前提に行われたものではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当。
文書435 210216 公明党内閣部会・安全保障部会・国土の利用及び管理に関する新たな法制検討PT合同会議②（概要）	参加議員名が分かる記載部分及び議事概要（出席議員の意見等）	参加議員名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 本会議は、非公式の形式で行われており、出席者の意見等も、公開を前提に行われたものではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわ

		れ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当。
文書437 210218 公明党内閣部会・安全保障部会・国土の利用及び管理に関する新たな法制検討PT合同会議③ (概要)	参加議員名が分かる記載部分及び議事概要（出席議員の意見等）	参加議員名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 本会議は、非公式の形式で行われており、出席者の意見等も、公開を前提に行われたものではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当。
文書443 210224 公明党内閣部会・安全保障部会・国土の利用及び管理に関する新たな法制検討PT合同会議④ (概要)	参加議員名が分かる記載部分及び議事概要（出席議員の意見等）	参加議員名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 本会議は、非公式の形式で行われており、出席者の意見等も、公開を前提に行われたものではなく、これを公にすることで政党との間

		で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当。
文書449 210316 公明党内閣部会・安全保障部会・国土の利用及び管理に関する新たな法制検討PT合同会議⑤ (概要)	参加議員名が分かる記載部分及び議事概要（出席議員の意見等）	参加議員名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 本会議は、非公式の形式で行われており、出席者の意見等も、公開を前提に行われたものではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、第5条6号柱書きに該当。
文書460 210322 公明党内閣部会・安全保障部会・国土の利用及び管理に関する新たな法制検討PT合同会議⑥ (概要)	参加議員名が分かる記載部分及び議事概要（出席議員の意見等）	参加議員名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 本会議は、非公式の形式で行われており、出席者の意見等も、公開を前提に行われたものではなく、これを公に

		することで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当。
文書467 210323 公明党内閣部会・安全保障部会・国土の利用及び管理に関する新たな法制検討PT合同会議⑦ (概要)	参加議員名が分かる記載部分及び議事概要（出席議員の意見等）	参加議員名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 本会議は、非公式の形式で行われており、出席者の意見等も、公開を前提に行われたものではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当。
文書468 201029 安全保障と土地法制に関する特命委員会・役員会 概要	出席議員名及び議事概要（出席議員の意見等）	出席議員名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 本会議は、非公式の形式で行われており、出席者の意見等も、公開を前提に行われたもの

		ではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当。
文書471 別添1（特命委員会役員名簿）	氏名	個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。
文書474 2011.12 安全保障と土地法制に関する特命委員会・役員会概要	出席議員名及び議事概要 （出席議員の意見等）	出席議員名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 本会議は、非公式の形式で行われており、出席者の意見等も、公開を前提に行われたものではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当。
文書475 別添1（議事次第及び名簿）	出席議員が分かる記載部分及び議事次第	出席議員の氏名等については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそ

		れがあるものであることから、法5条1号に該当。 本会議は、非公式の形式で行われており、議事次第も、公開を前提に行われたものではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当。
文書478 201119安全保障と土地法制に関する特命委員会・役員会概要	出席議員名及び議事概要 (出席議員の意見等)	出席議員名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。本会議は、非公式の形式で行われており、出席者の意見等も、公開を前提に行われたものではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当。
文書481 201201安全保障と土地法制に関する特命委員会・役員会概要	出席議員名及び議事概要 (出席議員の意見等)	出席議員名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれが

		あるものであることから、法５条１号に該当。 本会議は、非公式の形式で行われており、出席者の意見等も、公開を前提に行われたものではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当。
文書４８２ ２０１２０３安全保障と土地法制に関する特命委員会概要	出席議員名及び議事概要 (出席議員の意見等)	出席議員名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法５条１号に該当。 本会議は、非公式の形式で行われており、出席者の意見等も、公開を前提に行われたものではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当。
文書４８３ ２１０１１４安全保障と土地法制に関する特命委員会概要	出席議員名及び議事概要 (出席議員の意見等)	出席議員名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利

		利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 本会議は、非公式の形式で行われており、出席者の意見等も、公開を前提に行われたものではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当。
文書488 特命委役員会指摘事項への回答	指摘事項及び回答	出席者の指摘については、公開を前提に行われたものではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当。
文書491 210218自民党・内閣第一部会・安全保障と土地法制に関する特命委員会合同会議（条文審査）概要	出席議員名及び議事概要 （出席議員の意見等）	出席議員名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 本会議は、非公式の形式で行われており、出席者の意見等も、公開を前提に行われたものではなく、これを公に

		することで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当。
文書497 210319自民党・内閣第一部会・安全保障と土地法制に関する特命委員会合同会議概要	出席議員名及び議事概要 (出席議員の意見等)	出席議員名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 本会議は、非公式の形式で行われており、出席者の意見等も、公開を前提に行われたものではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当。
文書498 内閣第一部会・安全保障と土地法制特別委員会会議メモ	会議内容記載部分	会議内容のメモについては、公開を前提に作成されたものではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当。
文書505 政審・資料	部会における国会議員からの意見等	部会における国会議員からの意見等について

		は、公開を前提に行われたものではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当。
文書506 議員発言メモ（政審用）	発言者氏名及び発言参考 記載部分	発言者氏名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 政調審議会における国会議員からの発言については、公開を前提に行われたものではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当。
文書507 議員発言メモ（政審用）	発言者氏名及び発言参考 記載部分	発言者氏名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 政調審議会における国会議員からの発言につ

		いては、公開を前提に行われたものではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当。
文書508 210323―部会法案審査報告（重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案）	部会における国会議員からの意見等	部会における国会議員からの意見等については、公開を前提に行われたものではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当。
文書509 総務会・資料	部会における国会議員からの意見等	部会における国会議員からの意見等については、公開を前提に行われたものではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当。
文書515 210517維新部会概要	出席議員名及び出席議員の意見	出席議員名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。

		本会議は、非公式の形式で行われており、出席者の意見も、公開を前提に行われたものではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当。
文書520 210409__（概要）立憲民主党「外交・安全保障・主権調査会」	参加議員名、有識者名及び議事概要（出席議員の意見等）	参加議員名及び有識者名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 本会議は、非公式の形式で行われており、出席者の意見等も、公開を前提に行われたものではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法5条6号柱書きに該当。
文書525 20210409外交・安保・主権調査会次第	有識者名	有識者名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。

文書５２７ ２１０４１５―（概要）立憲勉強会	出席議員名及び議事概要 （出席議員の意見等）	出席議員名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法５条１号に該当。 本会議は、非公式の形式で行われており、出席者の意見等も、公開を前提に行われたものではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当。
文書５３０ ２１０４２８―（概要）立憲部会	出席議員名及び議事概要 （出席議員の意見等）	出席議員名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法５条１号に該当。本会議は、非公式の形式で行われており、出席者の意見等も、公開を前提に行われたものではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当。

文書５３３ 地方自治法に基づく意見書の例	長野県議会議長の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法５条２号に該当。
文書５３４ ２１０５１３立憲部会概要	出席議員名及び議事概要 (出席議員の意見)	出席議員名については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法５条１号に該当。 本会議は、非公式の形式で行われており、出席者の意見も、公開を前提に行われたものではなく、これを公にすることで政党との間で信頼関係が損なわれ、今後の事務に支障を生じるおそれがあることから、法５条６号柱書きに該当。
文書５３６ 地方自治法に基づく意見書の例	長野県議会議長の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法５条２号に該当。

文書５３７ ２１０６０７九州弁護士会連合会（官房長官）	九州弁護士会連合会理事長の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法５条２号に該当。
文書５３８ ２１０６０８兵庫県弁護士会（官房長官）	兵庫県弁護士会会長の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法５条２号に該当。
文書５４１ ２１０６２５京都弁護士会（官房長官）	京都弁護士会会長の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法５条２号に該当。
文書５４２ ２１０７２７第二東京弁護士会（官房長官宛て）	第二東京弁護士会会長の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法５条２号に該当。
文書５４３	青森県弁護士会会長の印	当該印影については、

210803 青森県弁護士会（官房長官宛て）	影	公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号に該当。
文書546 210521 沖縄弁護士会声明	沖縄弁護士会会長の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号に該当。
文書547 210526 八尾平和委員会声明	八尾平和委員会会長の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号に該当。
文書548 210528 日本YWCA声明	日本YWCA会長の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号に該当。
文書550 210601 沖縄平和	沖縄平和運動センター議長の印影	当該印影については、公にすることにより、

運動センター声明		これを偽造され悪用されるなどして、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号に該当。
文書551 210604神奈川県 弁護士会声明	神奈川県弁護士会会長の 印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号に該当。
文書552 210605宮古島平 和ネットワーク声明	宮古島平和ネットワーク 声明の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号に該当。
文書553 210607九州弁護 士会連合会（総理）声 明	九州弁護士会連合会理事 長の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号に該当。
文書555 210608岐阜県弁 護士会声明	岐阜県弁護士会会長の印 影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用さ

		れるなどして、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号に該当。
文書556 210608兵庫県弁護士会（総理宛）声明	兵庫県弁護士会会長の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号に該当。
文書557 210609愛知県弁護士会声明	愛知県弁護士会会長の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号に該当。
文書558 210609新潟県弁護士会声明	新潟県弁護士会会長の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号に該当。
文書559 210610岡山弁護士会声明	岡山弁護士会会長の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該団

		体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号に該当。
文書561 210610福岡県弁護士会声明	福岡県弁護士会会長の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号に該当。
文書564 210614宮崎県弁護士会声明	宮崎県弁護士会会長の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号に該当。
文書565 210614滋賀県弁護士会声明	滋賀県弁護士会会長の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号に該当。
文書567 210617千葉県弁護士会声明	千葉県弁護士会会長の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該団体の権利その他正当な

		利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号に該当。
文書569 210619ミサイル 基地いらない宮古島住 民連絡会声明	ミサイル基地いらない宮 古島住民連絡会の印影	当該印影については、 公にすることにより、 これを偽造され悪用さ れるなどして、当該団 体の権利その他正当な 利益を害するおそれ があるものであること から、法5条2号に該 当。
文書571 210625京都弁護 士会（総理）声明	京都弁護士会会長の印影	当該印影については、 公にすることにより、 これを偽造され悪用さ れるなどして、当該団 体の権利その他正当な 利益を害するおそれ があるものであること から、法5条2号に該 当。
文書572 210625 札幌弁護士会声明	札幌弁護士会会長の印影	当該印影については、 公にすることにより、 これを偽造され悪用さ れるなどして、当該団 体の権利その他正当な 利益を害するおそれ があるものであること から、法5条2号に該 当。
文書573 210630青年法律 家協会弁護士学者合同 部会声明	青年法律家協会弁護士学 者合同部会の印影	当該印影については、 公にすることにより、 これを偽造され悪用さ れるなどして、当該団 体の権利その他正当な 利益を害するおそれ

		あるものであることから、法5条2号に該当。
文書574 210701 島根県弁護士会声明	島根県弁護士会会長の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号に該当。
文書575 210713 沖縄組国頭支部声明	沖縄組国頭支部執行委員長の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号に該当。
文書576 210713 山形県弁護士会声明	山形県弁護士会会長の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号に該当。
文書577 210727 第二東京弁護士会声明	第二東京弁護士会会長の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることか

		ら，法第5条第2号に該当。
文書578 210806高知弁護士会声明	高知弁護士会会長の印影	当該印影については，公にすることにより，これを偽造され悪用されるなどして，当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから，法5条2号に該当。
文書580 211020群馬弁護士会声明	群馬弁護士会会長の印影	当該印影については，公にすることにより，これを偽造され悪用されるなどして，当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから，法5条2号に該当。
文書582 211110岩手弁護士会声明	岩手弁護士会会長の印影	当該印影については，公にすることにより，これを偽造され悪用されるなどして，当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから，法5条2号に該当。
文書583 211129富山県弁護士会声明	富山県弁護士会会長の印影	当該印影については，公にすることにより，これを偽造され悪用されるなどして，当該団体の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから，法5条2号に該

		当。
文書５８４ ２２０１２１神奈川県 弁護士会意見書	神奈川県弁護士会会長の 印影	当該印影については、 公にすることにより、 これを偽造され悪用さ れるなどして、当該団 体の権利その他正当な 利益を害するおそれ があるものであること から、法５条２号に該 当。
文書５８５ ２２０１２７神奈川県 弁護士会意見書	神奈川県弁護士会会長の 印影	当該印影については、 公にすることにより、 これを偽造され悪用さ れるなどして、当該団 体の権利その他正当な 利益を害するおそれ があるものであること から、法５条２号に該 当。
文書５８６ ２１０６１４小金井 市，北谷町，旭川市議 会意見書（官房長官 宛）	小金井市市議会議長等の 印影	当該印影については、 公にすることにより、 これを偽造され悪用さ れるなどして、当該議 会の権利その他正当な 利益を害するおそれ があるものであること から、法５条２号に該 当。
文書５８７ ２１０６１４小金井市 議会意見書（総理宛）	小金井市議会議長の印影	当該印影については、 公にすることにより、 これを偽造され悪用さ れるなどして、当該議 会の権利その他正当な 利益を害するおそれ があるものであること から、法５条２号に該 当。

文書５８８ ２１０６２２北谷町議 会意見書（総理宛）	北谷町議会議長の印影	当該印影については、 公にすることにより、 これを偽造され悪用さ れるなどして、当該議 会の権利その他正当な 利益を害するおそれ があるものであること から、法５条２号に該 当。
文書５８９ ２１０６２５旭川市議 会意見書（総理宛）	旭川市議会議長の印影	当該印影については、 公にすることにより、 これを偽造され悪用さ れるなどして、当該議 会の権利その他正当な 利益を害するおそれ があるものであること から、法５条２号に該 当。
文書５９０ ２１０７０２名護市議 会意見書（総理宛）	名護市議会議長の印影	当該印影については、 公にすることにより、 これを偽造され悪用さ れるなどして、当該議 会の権利その他正当な 利益を害するおそれ があるものであること から、法５条２号に該 当。
文書５９１ ２１０８１８中城村議 会意見書（官房長官宛 て）	中城村議会議長の印影	当該印影については、 公にすることにより、 これを偽造され悪用さ れるなどして、当該議 会の権利その他正当な 利益を害するおそれ があるものであること から、法５条２号に該 当。
文書５９２	中城村議会議長の印影	当該印影については、

210818中城村議会意見書（総理宛）		公にすることにより，これを偽造され悪用されるなどして，当該議会の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから，法5条2号に該当。
文書593 210916今帰仁村議会意見書（総理宛）	今帰仁村議会議長の印影	当該印影については，公にすることにより，これを偽造され悪用されるなどして，当該議会の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから，法5条2号に該当。
文書594 210917北海道豊浦町議会意見書（総理宛）	豊浦町議会議長の印影	当該印影については，公にすることにより，これを偽造され悪用されるなどして，当該議会の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから，法5条2号に該当。
文書595 210917北海道豊浦町議会意見書（大臣宛）	豊浦町議会議長の印影	当該印影については，公にすることにより，これを偽造され悪用されるなどして，当該議会の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから，法5条2号に該当。
文書596 210928読谷村議	読谷村議会議長の印影	当該印影については，公にすることにより，

会意見書（総理宛）		これを偽造され悪用されるなどして、当該議会の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号に該当。
文書597 220323府中市議会意見書（大臣宛）	府中市議会議長の印影	当該印影については、公にすることにより、これを偽造され悪用されるなどして、当該議会の権利その他正当な利益を害するおそれがあるものであることから、法5条2号に該当。
文書598 200918大臣会見想定	行政機関の直通番号及び個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。
文書599 201009大臣会見想定	行政機関の直通番号及び個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることによ

		り，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。 行政機関の直通番号については，国の機関が行う事務に関する情報であって，公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから，法5条6号柱書きに該当。
文書601 201026大臣会見 想定	行政機関の直通番号及び 個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法5条1号に該当。 行政機関の直通番号については，国の機関が行う事務に関する情報であって，公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから，法5条6号柱書きに該当。
文書603 201030政務官会 見想定	行政機関の直通番号及び 個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法

		5条1号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。
文書607 201106大臣会見 想定	行政機関の直通番号及び 個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。
文書608 201106大臣会見 想定	行政機関の直通番号及び 個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が

		行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。
文書611 201110大臣会見 想定	行政機関の直通番号及び 個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。
文書612 201110大臣会見 想定	行政機関の直通番号及び 個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正

		な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。
文書614 201120大臣会見 想定	行政機関の直通番号及び 個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。
文書616 201127大臣会見 想定	行政機関の直通番号及び 個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6

		号柱書きに該当。
文書 6 1 9 2 0 1 2 0 4 長官会見 想定	行政機関の直通番号，個人 の携帯電話番号及び参 考資料に記載されている 個人氏名	特定の個人の携帯電話 番号については，個人 に関する情報であつ て，公にすることによ り，個人の権利利益を 害するおそれがあるも のであることから，法 5 条 1 号に該当。 行政機関の直通番号に ついては，国の機関が 行う事務に関する情報 であつて，公にすること により，事務の適正 な遂行に支障を及ぼす おそれがあるものであ ることから，法 5 条 6 号柱書きに該当。
文書 6 2 0 2 0 1 2 1 1 長官会見 想定	行政機関の直通番号，個人 の携帯電話番号及び参 考資料に記載されている 個人氏名	特定の個人の携帯電話 番号については，個人 に関する情報であつ て，公にすることによ り，個人の権利利益を 害するおそれがあるも のであることから，法 5 条 1 号に該当。 行政機関の直通番号に ついては，国の機関が 行う事務に関する情報 であつて，公にすること により，事務の適正 な遂行に支障を及ぼす おそれがあるものであ ることから，法 5 条 6 号柱書きに該当。
文書 6 2 3 2 0 1 2 1 8 大臣会見	行政機関の直通番号及び 個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話 番号については，個人

想定		に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。
文書625 201222大臣会見 想定	行政機関の直通番号及び 個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。
文書632 210302大臣会見 想定	行政機関の直通番号及び 個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を

		害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。
文書633 210308大臣会見 想定	行政機関の直通番号及び 個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。
文書635 210312大臣会見 想定	行政機関の直通番号及び 個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。

		行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。
文書636 210316大臣会見 想定	行政機関の直通番号及び 個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。
文書637 210319大臣会見 想定	行政機関の直通番号及び 個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報

		であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。
文書639 210323大臣会見 想定	行政機関の直通番号及び 個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。
文書645 210330大臣会見 想定	行政機関の直通番号及び 個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼす

		おそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。
文書647 210420大臣会見 想定	行政機関の直通番号及び 個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。
文書650 210511大臣会見 想定	行政機関の直通番号及び 個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。

文書 6 5 1 2 1 0 5 1 4 大臣会見 想定	行政機関の直通番号及び 個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法 5 条 1 号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法 5 条 6 号柱書きに該当。
文書 6 5 2 2 1 0 5 1 4 大臣会見 想定	行政機関の直通番号及び 個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法 5 条 1 号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法 5 条 6 号柱書きに該当。
文書 6 5 3 2 1 0 5 2 1 大臣会見 想定	行政機関の直通番号及び 個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法 5 条 1 号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法 5 条 6 号柱書きに該当。

		て、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。
文書656 210601大臣会見 想定	行政機関の直通番号及び 個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。
文書665 211116グループ インタビュー問18	行政機関の直通番号及び 個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるも

		のであることから，法 5 条 1 号に該当。 行政機関の直通番号については，国の機関が行う事務に関する情報であって，公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから，法 5 条 6 号柱書きに該当。
文書 6 6 6 2 1 1 1 1 6 グループ インタビュー問 1 9	行政機関の直通番号及び 個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。 行政機関の直通番号については，国の機関が行う事務に関する情報であって，公にすることにより，事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから，法 5 条 6 号柱書きに該当。
文書 6 6 7 2 1 1 1 1 6 グループ インタビュー問 2 0	行政機関の直通番号及び 個人の携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については，個人に関する情報であって，公にすることにより，個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから，法 5 条 1 号に該当。 行政機関の直通番号に

		ついては、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。
--	--	---

別表２ 原処分３の不開示部分と不開示理由（本件対象文書４）

文書６４９以降を除き、別表１の「行政文書の名称等」，「不開示とした場所」及び「不開示理由」と同じ。

行政文書の名称等	不開示とした場所	不開示理由
文書６４９ ２１０５１１大臣会見 想定	行政機関の直通 番号及び個人の 携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法５条１号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法５条６号柱書きに該当。
文書６５０ ２１０５１４大臣会見 想定	行政機関の直通 番号及び個人の 携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法５条１号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法５条６号柱書きに該当。
文書６５１ ２１０５１４大臣会見 想定	行政機関の直通 番号及び個人の 携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれが

		あるものであることから、法5条1号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。
文書652 210521大臣会見 想定	行政機関の直通 番号及び個人の 携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。
文書655 210601大臣会見 想定	行政機関の直通 番号及び個人の 携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法5条6号柱書きに該当。
文書664 211116グループ	行政機関の直通 番号及び個人の	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であ

インタビュー問 1 8	携帯電話番号	って、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法 5 条 1 号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法 5 条 6 号柱書きに該当。
文書 6 6 5 2 1 1 1 1 6 グループ インタビュー問 1 9	行政機関の直通 番号及び個人の 携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法 5 条 1 号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法 5 条 6 号柱書きに該当。
文書 6 6 6 2 1 1 1 1 6 グループ インタビュー問 2 0	行政機関の直通 番号及び個人の 携帯電話番号	特定の個人の携帯電話番号については、個人に関する情報であって、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法 5 条 1 号に該当。 行政機関の直通番号については、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであることから、法 5 条 6 号柱書きに該当。